

第 2 回

熊本県議会

# 経済環境常任委員会会議記録

令和3年4月20日

閉 会 中

場所 全 員 協 議 会 室

第 2 回 熊本県議会 経済環境常任委員会会議記録

令和3年4月20日(火曜日)

午前10時1分開議  
午前11時23分休憩  
午前11時30分開議  
午後0時29分休憩  
午後1時28分開議  
午後2時26分閉会

本日の会議に付した事件

令和3年度主要事業等の説明

報告事項

- ①次期「ようこそくまもと観光立県推進計画」について
- ②東京2020オリンピック・パラリンピックについて
- ③令和3年度4月補正予算の概要

出席委員(6人)

委員長 松村 秀逸  
委員 城下 広作  
委員 松田 三郎  
委員 鎌田 聡  
委員 西村 尚武  
委員 坂梨 剛昭

欠席委員(1人)

副委員長 大平 雄一

委員外議員(なし)

説明のため出席した者

環境生活部

部長 藤本 聡  
政策審議監 小原 雅之  
環境局長 波村 多門  
県民生活局長 手嶋 章人  
環境政策課長 江橋 倫明  
水俣病保健課長 原田 義隆

首席医療審議員 山口 喜久雄  
水俣病審査課長 枝國 智子  
環境立県推進課長 吉澤 和宏  
環境保全課長 西村 浩一  
自然保護課長 前田 隆  
循環社会推進課長 小原 正巳  
くらしの安全推進課長 田元 雅文  
消費生活課長 福永 公彦  
男女参画・協働推進課長 木村 和子  
人権同和政策課長 鈴木 和幸

商工労働部

部長 藤井 一恵  
総括審議員  
兼政策審議監  
兼商工雇用創生局長 三輪 孝之  
産業振興局長 内藤 美恵  
商工政策課長 市川 弘人  
商工振興金融課長 増田 要一  
労働雇用創生課長 中川 博文  
産業支援課長 大下 慶  
エネルギー政策課長 上塚 恭司  
企業立地課長 工藤 晃

観光戦略部

部長 寺野 慎吾  
政策審議監 府高 隆  
観光交流政策課長 久原 美樹子  
観光企画課長 脇 俊也  
観光振興課長 川寄 典靖  
販路拡大ビジネス課長 池田 健三

企業局

局長 國武 慎一郎  
総務経営課長 亀丸 明弘  
工務課長 伊藤 健二

労働委員会事務局

局長 谷口 誠  
審査調整課長 舟津 紀明

事務局職員出席者

議事課主幹 山本 さおり  
政務調査課主幹 植田 晃史

午前10時1分開議

○松村秀逸委員長 ただいまから第2回経済環境常任委員会を開会いたします。

まず、開会に当たりまして、一言御挨拶申し上げます。

さきの委員会におきまして、委員長に選任をいただきました松村でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

今年1年間、大平副委員長とともに、誠心誠意、円滑な委員会運営に努めてまいりたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

委員各位におかれましては、御指導、御鞭撻いただき、また執行部の皆様方には、御協力をよろしくお願いいたします。

昨年からの新型コロナ禍経済対策、また2050年に向けてゼロカーボン、そして環境立県に向けて、しっかり頑張りたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

本日は、新型コロナウイルス感染症対策として、3密を防ぐため、次第に記載のとおり、環境生活部を前半、商工労働部、観光戦略部、企業局及び労働委員会を後半に入れ替えて実施することとしております。

なお、今回は、執行部を交えて初めての委員会でございますので、初めに執行部の幹部職員の自己紹介をお願いします。

課長以上については自席からの自己紹介とし、審議員ほかについては、お手元にお配りしております役付職員名簿により紹介に代させていただきます。

それでは、藤本環境生活部長から、役付職員の名簿の順番により自席から自己紹介をお願いします。

（環境生活部長、政策審議監～人権同和政策課長の順に自己紹介）

○松村秀逸委員長 ありがとうございます。1年間このメンバーで審議を行いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、主要事業等の説明に入ります。今回は、マスコミ等の入室についても一部制限しております。これに対処するため、パソコン等で視聴できるよう庁内に配信しておりますので、発言内容を聞き取りやすいように、マイクに少し近づいて、明瞭に発言いただきますようお願いいたします。

なお、執行部からの説明は、効率よく進めるために、着座のまま簡潔にお願いします。

それでは、環境生活部長から総括説明を行い、続いて、担当課長から順次説明をお願いします。

初めに、藤本環境生活部長。

○藤本環境生活部長 おはようございます。

環境生活部の主要事業等の説明に入ります前に、令和2年7月豪雨災害に関連した取組状況について御説明いたします。

当部では、災害廃棄物の処理や水道施設の復旧など、被災された方々の一日も早い生活再建に向け、被災市町村を支援しているところでございます。

このうち、公費解体等の進捗状況について御説明いたします。

公費解体を実施している23市町村について、3月末をもって、全ての市町村で申請受付が終了いたしました。このうち、14の市町村では解体工事も完了しております。

3月末現在の申請件数は2,445件で、うち解体が完了したものは687件となっております。市町村の発注事務も着実に進んでおり、今後、公費解体が本格化してまいります。

引き続き、災害廃棄物の早期処理に向け、被災市町村をしっかりと支援してまいります。

それでは、今年度の組織機構について御説明いたします。

組織機構図及び役付職員名簿の1ページをお願いいたします。横書きでございます。

当部は、資料の右側から順に、政策審議監の下に、環境政策課と水俣病2課、環境局長、県民生活局長の下に各4課、合わせて本庁11課、出先機関として水俣市にあります環境センターで構成し、職員数は、本庁183名、環境センター4名、合計187名でございます。

次に、令和3年度主要事業及び新規事業の1ページをお願いいたします。これも、横書きの表でございます。

令和3年度当初予算でございますが、当部では令和2年7月豪雨からの創造的復興や新型コロナウイルス対策等に対応するため、また熊本のさらなる発展に向けて、一般会計として総額149億8,100万円余の予算を計上しております。

その主な内容について、新しくまもと創造に向けた基本方針に沿って御説明いたします。

まず、令和2年7月豪雨からの創造的復興について、被災した球磨川流域におけるゼロカーボンに向けた取組として、住宅の新築やリフォームにおける高断熱化を進めてまいります。

また、九州自然歩道の路線見直し等の取組を進め、利用者の増加を図ってまいります。

次に、新型コロナウイルス感染症を踏まえた対応について、感染症等の影響により、増加が懸念される消費者トラブルや多重債務者等の生活再生を支援するため、消費生活相談体制の強化を図ってまいります。

次に、熊本地震からの復旧、復興について、国立公園満喫プロジェクトとして、阿蘇中岳の新たな火口見学エリア整備に伴う退避ごう改修など、来訪者の受入れ環境の向上に取り組んでまいります。

最後に、将来に向けた地方創生の取組について、2050年ゼロカーボンの実現に向け、CO<sub>2</sub>削減の取組をさらに進めるとともに、海洋プラスチックごみ削減に向け、県民への啓発や分別回収に係る市町村支援などに取り組んでまいります。

また、安全、安心な社会の実現に向け、犯罪被害者等に対し見舞金を給付する制度を創設し、支援の充実を図ってまいります。

なお、水俣病対策については、新型コロナウイルスの感染防止対策を徹底した上で、認定審査を丁寧かつ着実に進めるとともに、高齢化が進む胎児性・小児性患者の方々などの日常生活の支援等に引き続き取り組んでまいります。

次に、熊本県のチッソ株式会社に対する貸付けに係る県債償還等特別会計でございます。表の下から2段目の段でございます。

チッソ県債に係る元利償還金等として、総額28億4,300万円余の予算を計上しております。

以上によりまして、予算総額は、一般会計と特別会計を合わせて178億2,500万円余となります。

詳細につきましては、関係課長が説明いたしますので、御審議のほどよろしく御説明いたします。

○松村秀逸委員長 続いて、担当課長から順次説明をお願いします。

○江橋環境政策課長 環境政策課でございます。

今御覧になられています主要事業及び新規事業の資料の2ページをお願いいたします。

チッソ金融支援につきましては、説明欄1にこれまでの経緯を記載しておりますが、汚染原因者負担の原則を堅持しつつ、水俣病患者に対する補償金支払いに支障がないようにするため、昭和53年以降、患者県債等の県債

を発行し、チッソに貸し付ける形での金融支援が行われてきました。

しかし、チッソの借入金が膨れ、経営的に厳しくなったため、平成12年に現在の形である抜本的支援策が閣議了解されました。

次に、2にその支援策の概要を記載しております。

それまでの患者県債を廃止し、(1)に記載しておりますとおり、チッソの経常利益から患者補償金を優先的に支払った後、可能な範囲で県への貸付金返済ができるよう、所要の支払い猶予等を行います。また、その際には、(2)に記載しておりますとおり、支払い猶予等相当額について、国庫補助金や100%地方交付税措置のある特別の県債で対応することとしておりますので、県の負担はございません。

なお、チッソに対する金融支援に関して、万一不測の事態が発生した場合は、国において万全の措置を講ずる旨、平成12年に閣議了解がされております。

また、3月の本委員会でも御報告させていただきましたが、厳しい経営環境にあるチッソは、国の要請に基づく業績改善計画を先月公表いたしました。

これを踏まえて、県は、同計画期間内における平成7年政治解決一時金貸付けの支払い猶予を行うこととしたところでございます。

3ページをお願いします。

チッソへの貸付けにつきましては、特別会計を設けて資金管理をしております。

内訳は表のとおりでございます。予算総額は、28億4,364万円でございます。

また、その下に、参考としまして、令和2年3月末現在のチッソの公的債務額を記しております。元利合わせて2,152億円でございます。

4ページをお願いいたします。

「水銀フリー社会」の実現に向けた取組の推進についてですが、平成25年に本県で開催

された水銀に関する水俣条約外交会議において知事が行った水銀フリー熊本宣言を踏まえ、水銀を使わない水銀フリー社会の実現に向けた取組を行うもので、2,243万円余の予算を計上しております。

今年度は、(1)から(3)のとおり、県有施設や学校等に保管されている水銀含有製品の回収、中学生や高校生を対象とした水銀フリーに係る出前講座、連携大学院における水銀専門家の育成支援といった取組を実施してまいります。

環境政策課は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○原田水俣病保健課長 水俣病保健課でございます。

説明資料の5ページをお願いいたします。

項目欄1の医療対策の推進は、水俣病被害者の方々の健康上の問題の軽減を図るため、医療費の自己負担分などを給付するもので、今年度の予算額は、84億7,400万円余でございます。

説明欄の表を御覧ください。

左側の水俣病被害者手帳をお持ちの方は、平成21年制定の特措法により救済された方々、右側の医療手帳をお持ちの方は、平成7年の政治解決により救済された方々でございます。それぞれ給付内容欄に記載のとおり、医療費の自己負担分や療養手当などの給付を行っているというものでございます。

次に、項目欄2の水俣病関連情報の発信及び保健福祉の充実でございます。

説明欄1の水俣病関連情報発信事業は、県内の小中高校や教職員、保護者などを対象に、県が水俣病の啓発を行うものでございます。

2の水俣病関連情報発信支援事業は、水俣市など水俣病発生地域の市や町が行います情報発信事業を支援するものでございます。

3の胎児性・小児性水俣病患者等の地域生

活支援事業は、患者の方々の日々の暮らしを支える日常生活の支援や外出等の社会参加の支援に要する経費でございます。

4の環境・福祉モデル地域づくり推進事業は、水俣病被害者等保健福祉ネットワークの運営や水俣病犠牲者慰霊式、そのほかもやい祭りなど、水俣市や芦北町が行う取組を支援するものでございます。

水俣病保健課は、以上でございます。

○枝國水俣病審査課長 水俣病審査課でございます。

説明資料の6ページをお願いいたします。

水俣病審査課では、説明欄に記載のとおり公害健康被害の補償等に関する法律、いわゆる公健法に基づく水俣病の認定業務を行っております。

1の水俣病認定業務の推進でございますが、認定業務では、認定申請をされている方に対しまして、まず、(1)に記載のとおり、審査の前提となる疫学調査と検診を行っております。その後、(2)に記載のとおり、認定審査会による審査を経て、知事による認定または棄却の決定を行うこととなります。

米印にございますように、3月末現在の申請件数は、359件となっております。

次に、2の水俣病認定申請者治療研究事業でございます。

これは、水俣市などの指定地域に5年以上の居住歴があり、申請から1年を経過した申請者などに対し、知事による決定があるまでの間、医療費等を支給する事業でございます。

3月末現在の対象者は203人となっております。

次に、3の水俣病診療拠点設置・ネットワーク構築事業でございます。

これは、熊本大学医学部と複数の基幹病院をネットワークで結び、水俣病の診療に関して、最新の医療やより専門的な指導や助言が

できるようにする事業でございます。

続きまして、7ページをお願いいたします。

水俣病審査課では、認定業務とともに、知事の棄却決定に対して不服がある場合の申立てや訴訟についての対応も行っております。

3月末現在の状況につきましては、資料に記載のとおり、熊本県が被告となっている係争中の訴訟が9件、不服審査が82件となっております。

水俣病審査課は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○吉澤環境立県推進課長 環境立県推進課でございます。

8ページをお願いいたします

1の環境施策の総合的推進の項目についてですけれども、6月議会で提案を予定しております環境基本指針と環境基本計画を策定し、施策の進捗管理を行います。

次の、2の気候変動対策の推進の項目については、2050年県内CO<sub>2</sub>排出実質ゼロを目指し、県全体で地球温暖化対策に取り組むため、1の県民ゼロカーボン行動促進事業、2の地球温暖化防止活動推進事業で、県民の皆様や事業者の方々に環境に配慮した行動を取っていただくよう、県民運動の推進など普及啓発に取り組んでまいります。

次に、3の2050くまもとゼロカーボン推進事業では、大口の排出事業者でもあります県として率先行動を実施し、また各事業者のCO<sub>2</sub>排出削減を後押ししてまいります。

具体的には、(1)の県有施設での再生可能エネルギー導入可能性調査や、(2)の県内企業等ゼロカーボンを目指した情報共有や課題解決等を行います。

4の球磨川流域ゼロカーボン先進地創出事業では、部長の挨拶にもありましたとおり、球磨川流域をモデルとして、断熱仕様の住宅の新築やリフォームに対して、原材料費の3

分の1、30万円を限度として支援を行ってまいります。

下の9ページをお願いいたします。

3、地下水の保全の項目では、地下水の恵みを将来にわたって享受できるよう、1の「水の国くまもと」推進事業では、地下水の保全対策や県内外に水の魅力の発信等を行います

2の地下水保全条例円滑施行事業では、条例の適切な運用により、地下水採取者に地下水涵養対策や地下水使用合理化対策を促してまいります。

3の熊本地域地下水保全協働推進事業では、くまもと地下水財団を支援し、白川上流域等での水田湛水等の保全対策を推進しております。

1枚おめくりいただきまして、10ページをお願いいたします。

4の有明海・八代海の再生の項目でございます。

特措法に基づき策定した県計画に沿って、国や関係課と連携しながら、海域環境の保全、改善及び漁業の振興について全庁的に取りまとめ、推進しております。

5の環境教育・学習の推進の項目については、教育委員会と連携し、小学5年生が全員、水俣で学ぶ肥後っ子教室を実施しておりますが、本年度については、リモートで各学校と環境センター、水俣病資料館をつなぐ取組等を行ってまいります。

環境立県推進課は以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○西村環境保全課長 環境保全課でございます。

今年度の主要事業の主なものについて、御説明いたします。

資料の11ページをお願いいたします。

項目1、大気質の保全対策の推進についてでございます。

説明欄の2、事業概要(2)大気環境監視事業でございますが、①から③のとおり、県内35か所の大気監視支局と移動測定車を活用し、光化学オキシダント等の大気汚染物質の常時監視を行い、観測データをリアルタイムで県のホームページへ公開しております。

また、大気汚染状況が悪化した場合は、ファクスやメールで関係機関、県民に対して光化学スモッグ注意報の発令やPM2.5の注意喚起を行っております。

次に、12ページをお願いいたします。

項目3、アスベスト対策の推進についてでございます。

アスベスト問題につきましては、県民の生命、健康に関わる重大な問題であることから、(1)石綿健康被害救済制度、相談対応等としまして、当課が総合的な窓口として保健所の協力を得ながら、相談対応や救済給付申請の受付を行っております。

13ページをお願いいたします。

建築物の解体工事に伴いアスベストの飛散が懸念されることから、説明欄の(2)建築物解体等工事監視事業、(3)特定粉じん排出等作業監視事業及び(4)災害時アスベスト対策事業におきまして、届出指導や立入検査を行うとともに、大気中アスベスト濃度調査を実施しております。

次に、項目4、水質保全対策の推進でございます。

河川や大気等の公共用水域や工場、事業所からの排水などの監視、また、地下水の硝酸性窒素等の汚染状況調査を実施するものでございます。

14ページをお願いいたします。

項目6、水道事業の推進についてでございます。平成27年3月に公表しております熊本県水道ビジョンの基本方針に沿って、安全で良質な水道の安定供給のため、市町村が行う水道整備への支援や水道施設の適正な維持管理の指導監督、水道事業の基盤強化を図るも

のでございます。

環境保全課は以上でございます。

○前田自然保護課長 自然保護課でございます。

資料の15ページをお願いいたします。

項目欄1の自然環境の保全は、本県の優れた自然環境を次世代に引き継ぐため、保全すべき地域や希少な野生動植物を指定して、保護、保全対策を実施するものです。

説明欄、事業概要の(1)から(3)の事業は、自然保護の意識向上や普及啓発のための事業、あるいは希少野生動植物の保護管理事業などを実施するものです。

16ページをお願いいたします。

項目欄2の自然公園の保護・利用は、自然公園内での開発を制限することで保護に努めるとともに、公園を訪れる人が快適に利用できるよう、歩道や休憩所などの施設を整備、管理するものです。

説明欄2、事業概要の(3)自然公園等施設リニューアル事業は、自然公園内の進入施設の補修等を行うものです。7月豪雨分ということで、冒頭の部長総括説明でもございましたが、球磨川流域の復旧、復興に向けて、九州自然歩道と日本遺産人吉・球磨の構成文化財や、ふるさと熊本の樹木等との連携を図ることによって、魅力向上などにより誘客を図り、交流人口の拡大を目的として、路線の見直しや施設リニューアルの調査、検討を行うこととしております。

説明欄(5)の国立公園満喫プロジェクト推進事業は、阿蘇くじゅう国立公園及び雲仙天草国立公園への観光客の誘客を図るため、公園施設の整備及び市町村に対する助成等を行うこととしております。

次に、17ページをお願いいたします。

項目欄3、野生鳥獣の保護・管理及び狩猟は、鳥獣保護管理法、鳥獣保護管理事業計画、特定鳥獣管理計画に基づきまして、農林

業等の被害を軽減するために、有害鳥獣捕獲等の管理を実施するものです。なお、本年度は、これらの計画の実施計画の策定年度になります。

説明欄2、事業概要の(2)鳥獣保護対策事業費は、猿、カモ、クリハラリスなどによる農林業や生活環境被害防止のため、市町村が行う有害鳥獣捕獲の経費補助を行っております。

(3)特定鳥獣適正管理事業は、鹿の森林被害等の早期軽減を図るため、有害捕獲に対して市町村へ補助を行うとともに、人材育成確保を実施いたします。

続きまして、18ページをお願いいたします。

(5)の指定管理鳥獣捕獲等事業では、通常の捕獲が進まない奥地等を対象に県が主体となって鹿、イノシシの捕獲事業を行うものです。

項目欄4、外来生物防除対策は、野生動物の生息、生育を脅かし、県民生活に被害を与えるおそれのある特定外来生物の侵入防止や駆除を実施するものです。

説明欄の2、事業概要(1)特定外来生物防除対策事業は、アライグマの被害対策を行う市町村への支援や研修を行うものです。

(2)特定外来生物スパルティナ属防除対策事業は、汽水域に生息するアシに似た外来生物であるスパルティナを駆除するものです。宇城市大野川を中心に実施する計画です。

自然保護課は以上です。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○小原循環社会推進課長 循環社会推進課でございます。

説明資料、19ページをお願いいたします。

まず、項目1、廃棄物の排出抑制、再利用、再生利用の推進でございます。

事業概要の(1)は新規の海洋プラスチックごみ対策事業でございます。市町村や関係団

体と連携し、海洋プラスチックごみの削減に取り組めます。具体的には、ポイ捨て防止の啓発、農業、漁業資材の海への流出防止、市町村における分別回収支援等を行います。

(2)のごみゼロ県民運動推進事業では、県民、事業者、行政が一体となり、海洋プラスチックごみ削減に向けた県民意識の醸成、食品廃棄物削減の啓発などに取り組めます。

(3)はリサイクル製品等利用促進事業でございます。県内で製造されたリサイクル製品の認証、周知とともに、リサイクルに関する研究や施設整備の支援を行います。

飛びまして、続く20ページお願いいたします。

項目2、廃棄物の適正処理の推進でございます。

(1)は不法投棄等防止対策事業です。産業廃棄物の不法投棄発生防止、早期改善のため、廃棄物監視指導員を設置し、パトロールなどを行うものでございます。

(3)の海岸漂着物対策推進事業は、国の補助金を活用し、市町村における海岸漂着物の回収、処理支援、また発生抑制対策を行うものでございます。

(4)エコアくまもと環境教育推進事業は、南関町にございますエコアくまもとにおいて環境教育など行うものでございます。

循環社会推進課は以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

○田元くらしの安全推進課長 くらしの安全推進課でございます。

資料の21ページをお願いいたします。

初めに、項目1、総合的な交通安全対策の推進でございます。

1の交通安全推進連盟補助は、6月の策定に向けて改定作業を進めております第11次熊本県交通安全計画に基づき、春や秋の全国交通安全運動などを通じて県民への交通安全思想の普及啓発等を図るものです。

2の交通安全意識啓発費につきましては、昨年度の2月議会で改正しました自転車条例の改正内容であります自転車利用者等に対する自転車保険の加入義務化等について、県民、事業者等に周知を図るものです。

次に、項目2、安全安心まちづくりの推進でございますが、これは、防犯に関する広報啓発等を通じて、地域での自主的な防犯活動の促進を図るほか、犯罪被害者等への支援を推進していくものになります。

22ページをお願いいたします。

2の犯罪被害者等支援推進事業につきましては、昨年12月に制定された熊本県犯罪被害者等支援条例等に基づく施策を推進するものです。

(3)のワンストップ支援センター事業は、性暴力被害者のためのワンストップ支援センターであります「ゆあさいどくまもと」の運営をくまもと被害者支援センターに委託するものです。

(4)の犯罪被害者等見舞金につきましては、今年度から運用を開始した見舞金制度に基づくもので、犯罪被害を受けた直後から被害者に発生する経済的負担を軽減するために、見舞金を給付するものです。

3の再犯防止推進事業につきましては、昨年度策定した熊本県再犯防止推進計画に基づき、支援機関等による連絡協議会を開催するほか、広く県民に再犯防止への理解と周知を図るものであります。

23ページをお願いします。

項目3、食の安全安心の確保でございますが、熊本県食の安全安心推進条例及び本年3月に改定しました第5次熊本県食の安全安心推進計画等に基づき、食品表示制度の普及啓発や食品検査体制の構築などの各種施策を推進してまいります。

最後に、24ページをお願いいたします。

項目4、総合的な青少年施策の推進でございます。

1のグローバルジュニアドリーム事業は、グローバル社会に視野を向けた子供の育成を目的に、小中学生等30人を台湾へ派遣し、台湾高雄市の子供たちと交流を行うものです。

平成25年9月に、本県、台湾高雄市、熊本市の3者で締結しました国際交流促進覚書の柱の一つであります観光、教育等における相互交流の促進を具体化する事業として取り組んでいるものです。

昨年度は、新型コロナウイルスの影響で事業を中止しましたので、今年度は、ぜひ実行したいと考えておりますが、やはりコロナの感染状況等から実施の可否を判断することとしております。

くらしの安全推進課は以上でございます。よろしくお願いたします。

○福永消費生活課長 消費生活課でございます。

資料の25ページをお願いします。

消費者行政の充実強化でございます。

県消費生活センター等に寄せられる新規相談件数は、約1万5,000から2万件で推移しております。

消費者被害は複雑多様化し、特に高齢者等を狙った被害やインターネットに関する相談が増加し、また、昨年度は、感染症や7月豪雨に関する相談が増加しました。このため、3月策定の第4次消費者基本計画に基づき、市町村、関係機関と連携しながら悪質商法の被害の未然防止などの取組をしっかりと進めてまいります。

1、消費者行政推進対策事業は、関係法令に基づく事業者の処分、指導及び県消費生活審議会の運営等を行うものです。

2、消費生活相談・啓発事業は、県センターの主な事業として、消費生活相談員による相談や商品テストの実施、注意情報の啓発、市町村への支援を行ってまいります。

3、地方消費者行政推進事業は、市町村の

体制強化の支援や、県の広域的、専門的機能の充実を図ってまいります。

主な取組として、(1)は市町村に対する相談員の配置などへの補助、(2)市町村の職員や相談員に対する研修の実施でございます。

資料、26ページをお願いいたします。

引き続き(3)は、高齢者の見守り活動を行う地域協議会の設置支援、また、(4)、(5)は、県センター機能強化のため、アドバイザーの配備など各種専門家の活用を行うものでございます。

4、消費者自立のための生活再生総合支援事業は、多重債務者や7月豪雨の被災者など生活再生の支援が必要な方に対し、家計診断、債務整理、生活資金の貸付けなど一貫した支援を行うものでございます。

5、災害関連消費生活相談機能強化事業は、感染症や7月豪雨関連の相談会の開催、ICTを活用した県センターと市町村相談窓口をつないだ対応など相談体制の強化を図ってまいります。

次に、新規事業として、6、食品ロス削減対策推進事業は、国の食品ロス削減推進法に基づき県内の取組を推進するため、食品ロス削減推進計画の策定に要する経費でございます。

次に、消費者教育の推進でございます。

まず、1、消費者教育推進事業は、学校教育での推進や知的障害者等の被害の未然防止のため、コーディネーターを配置し、現場のニーズに即した教材開発等の実施でございます。

最後に、2、金融関連消費者教育推進事業は、県金融広報委員会と連携し、アドバイザーによる出前講座や、学校と連携した高校生等への消費者教育を進めてまいります。

消費生活課は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いたします。

○木村男女参画・協働推進課長 男女参画・

協働推進課でございます。

27ページをお願いします。

まず、1、協働の推進でございます。

地域の課題やニーズが多様化する中、様々な主体による取組を進めるため、担い手となるNPO法人等に対し大きく2種類の支援を行っています。

1つは、NPO法に基づき法人格を与える認証や、NPO法人の中でも運営組織や事業活動等が適正など、一定の基準に適合したものを認定するなどして、社会的信用の向上を図るものです。

もう一つは、ふるさと納税制度を活用した活動支援と助言やセミナー等による経営基盤強化の支援です。

これらの支援により、地域活動の核となるNPO法人等との協働を推進します。

次に、2、男女共同参画の推進でございます。

性別に関わりなく、誰もがその個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現に向け、条例及び第5次熊本県男女共同参画計画に基づき、総合的かつ計画的に取組を進めてまいります。

主な事業として、(2)男女共同参画学習促進事業では、男は仕事、女は家庭といった、性別で役割を固定する考え方にとらわれず、自分の意思に基づく進路選択等に生かすことを狙いとして、中学生と高校生向けの学習資料をそれぞれ約1万8,000部と教師用手引書を作成、配付しております。

次の、28ページをお願いいたします。

(7)くまもとの女性活躍促進事業でございます。平成27年9月には女性活躍推進法が施行されていますが、県では、将来的な役員候補である女性管理職を対象とした女性経営参画塾や経営者等の意識改革を図る企業トップセミナーの開催などにより、女性の活躍を促進します。

また、働く女性、主婦、学生など様々な女

性の交流促進イベントを開催し、女性の社会参画を進めてまいります。

続きまして、3、くまもと県民交流館における県民の活動支援でございます。

くまもと県民交流館パレアは、県民の自発的で主体的な様々な活動を支援する拠点施設として、NPO、ボランティア、男女共同参画、生涯学習推進などの活動支援をしています。

これらの事業運営を含めた施設の管理運営については、平成22年度から指定管理者制度を導入し、県と指定管理者との役割分担、連携、協力により行っております。

男女参画・協働推進課は以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○鈴人権同和政策課長 人権同和政策課でございます。

資料の29ページをお願いいたします。

説明欄1、事業目的でございます。

同和問題、部落差別をはじめとする様々な人権課題等の解決に向けて、人権施策、啓発の推進に取り組むことを目的としております。

続きまして、2、事業概要でございます。

(1)人権施策推進事業は、庁内関係各課との連絡調整、県内の行政機関、議会、学校、企業、民間団体等と連携しながら、また、有識者等から意見を伺いながら、より実効性のある人権施策を推進する事業でございます。

(2)人権啓発活動市町村委託事業及び(3)広報・啓発事業は、国の地方委託事業を活用した事業でございます。

まず、(2)の事業でございますが、これは、市町村が実施するもので、講演会、研修会などの人権啓発活動を支援するものでございます。

(3)の事業は、当課が直接行う事業でございます。講演会や人権フェスティバルの開催、テレビ、ラジオ、新聞等のマスメディア

の活用及び熊本ヴォルターズとの連携による広報、啓発活動に取り組むものでございます。

続きまして、(4)研修・人材育成事業、これは、研修会の開催等を通して人材の育成を行うものでございます。

(5)相談事業は、人権全般に関する県民からの相談に対応するものでございます。

続きまして、(6)市町村連携支援事業は、市町村の人権教育、啓発へ支援を行うものでございます。

(7)地方改善事業費は、市町村が設置、運営する隣保館の施設整備や、隣保館が実施する相談事業等に対する支援を行うものでございます。

最後の(8)人権問題連携調整費は、行政や関係団体等と連携した啓発活動に関する経費でございます。

以上でございます。よろしく願いをいたします。

○松村秀逸委員長 以上で執行部の説明が終わりましたので、質疑を受けたいと思いません。

なお、質疑は、該当する資料のページ番号、担当課と事業名を述べてからお願いします。

また、質疑を受けた課は、課名を言って、着座のまま説明してください。

それでは、質疑はありませんか。

○城下広作委員 まず、4ページ、水銀フリー社会の実現の項目の件でございますが、今水銀の回収はずっといろいろやっていただいて、今後も使わないという流れの分ができていますけれども、ほかにも蛍光管とか医療器具の体温計とか血圧計とか、こういうのは毎年古くなれば出てくるんですけれども、もう既に、もともと昔から大量に保管してあったコンデンサーの水銀とか、こんなのはも

うある程度片づいていると思うんですけども、ちょっとその辺の、残っている一番ウェートを占めているのは何なのかということで、新しく出る分はどういうふうに今後また回収して、なくしていくのか、ちょっとそこを確認させてください。

○江橋環境政策課長 質問ありがとうございます。

水銀含有製品の回収事業につきましては、平成26年度から検討会から始めまして、これまで毎年展開してございます。

市町村あたりに照会して回収したり、医療機関の協力を得まして水銀体温計等々の回収、そうして進めてきておりまして——今年度、県内の自治体機関、県とか市町村、また、教育機関、小中高校あたりにまだ使用されずに保有されている製品がございますので、そちらの回収を実施したいというふうに考えております。

事前に調査をしております、どれぐらい残っているのかと。一番大きいものが、やはり水銀の温度計ですとか体温計、こちらのほうが、調査の結果では、やはり2,000本以上残っていると。続きまして血圧計、このあたりが100台程度残っていると。あと細かなものいろいろございますけれども、こうしたものについては今年度回収するというようにしております、今までトータルで言いますと、一般廃棄物として市町村に回収していた分、そして県のほうで事業として回収を行ってきた分、合わせまして272キロほど回収をしてきているところでございます。

○城下広作委員 たまっている分は、ほとんど血圧計とか温度計ということで、これは学校関係で医療系使っている分、いわゆる交代する分量なんです。それはそれで分かると思います。あと蛍光管も、古くなったらその都度換えないかぬから、そうじゃなくて、

もう一つ、もともとコンデンサーとか事業所で大きく持っている、ああいう水銀の分の処理は、完全に、大体、終わっているのかなという、それをちょっと確認。事業系として持っていた分。

○江橋環境政策課長 例えば、中小企業さんあたりで持っていらっしゃる水銀ということですか。

○城下広作委員 例えば、コンデンサーとかそういうので、水銀の付着している分とか、そこでためている分とか、昔それが困っていたから、そのまま保管しておった分があったんです。そういう保管していた分は、そちらは全てクリアできているのかと。体温計とか血圧計、これはもう当たり前の話で、随時出てきたら全部適正に処理するというのは当たり前です。もともとあった分ですよ。これが全部もう片づいているのかなということですか。

○江橋環境政策課長 すみません、ちょっと私も不勉強でございますけれども、環境政策課のほうでやっておりますのは、やはり、市町村ですとか一般家庭、こちらのほうにたまっている水銀というのを積極的に回収してきたと。

そういう事業系になりますと、恐らく——産廃になるのかどうかちょっと分からないですけれども、多分、通常の産廃ではない処理方法で処分してくださいということで定まっていると思いますので、そちらがどの程度今進んでいるのか、各事業所あたりにどの程度水銀製品が残っているのか、そこら辺については、すみません、ちょっと把握しておりません。

○城下広作委員 了解です。また、それは分かっていたら教えてください。

要は、事業系で、ここでは水銀というのはみんな一緒なもんだから、医療系であろうが、いわゆる家庭系であろうが、事業系だろうが、水銀というキーワードは一緒なもんだから、水銀全体をなくそう、安全に処理しようという流れだから、事業系も把握しておかないかぬのじゃないかなという話なもんで。恐らく事業系はある程度期限があったからやっていたと思うんですけども、その辺のことは、ちゃんと水銀という形ではつかんでおかないかぬというふうに思います。

○江橋環境政策課長 すみません、ありがとうございます。

○鎌田聡委員 すみません、ちょっと水銀の関係で関連ですけれども。

いわゆる施設、県有施設とか教育関係、社会体育施設とか警察も含めて、街路灯とか道路も含めたところの水銀ですよ、こういったものは現状どうなっているか。前ちょっと質問で申し上げたことがあるんですけども、順次、解消していくという話だったんですけども、現在どのような状況になっているか。

○江橋環境政策課長 まず、県管理の道路、トンネル照明につきましては、水銀灯が今約700基あるというふうに聞いておまして、こちらは、土木の道路保全課のほうで、順次、トンネル照明のほうはLED導入を進めているというふうに聞いております。

あと、例えば、県庁舎の蛍光灯ですけれども、行政棟本館のほうがたくさん残っておりまして、こちらが全部で5,000基ほどあるというふうに聞いておまして、こちらにつきましては、今年度LED更新の設計を行いまして、来年度から工事を実施する予定ということで把握しております。

以上です。

○鎌田聡委員 トンネルとかが700基まだ残っているということですね。それで順次やっていくということですが、庁舎の蛍光灯がまだ5,000基、行政棟というと、どこになるんですか。

○江橋環境政策課長 行政棟というと、本館のほうですね。

○鎌田聡委員 そこ。

○江橋環境政策課長 ええ、そこです。

○鎌田聡委員 まだ水銀灯が残っておったと。

○江橋環境政策課長 蛍光灯ですね、はい。

○鎌田聡委員 水銀フリーということで、取決めを県を挙げてやられておりますので、かなりの量があつて、まだまだ残っているという状況があるかもしれませんけれども、急ぎ、そういったことで、熊本からそういった水銀フリー発信していかな、大本のところでもまだそれだけ残っているということは、やっぱり取組としてどうかと思いますので、今後解消されていくということですので、しっかりとスピード感を持ってやっていただきたいと思います。

以上です。

○江橋環境政策課長 ありがとうございます。

○城下広作委員 では別件で、8ページ。

気象変動対策の推進で、まさにゼロカーボンというのは、この間の日米会談でも——今から温暖化とか、こういう問題というのは、日本でも国際社会でも大変大きな問題にな

る。

いろいろ新規事業、ばあつとあります。

単純に考えて、これは50年、2050という長いスパンなんですけれども、まずは一歩からどういうことをやっていきたいと思いますという形の上で、分かりやすく県民運動にしていかなないと、大きく訴えても、さあどうしようという、なかなか成果というか、県民運動というのは分かりにくいと。そういう意味では、この県民ゼロカーボン行動促進事業とかいろいろ項目ありますけれども、では、一県民は日頃の生活でどういうことを具体的にやっていくとそれに貢献するんだというような形の、分かりやすい、そして現実に取り組みされる、そして誰もが、どの県民も、同じような言葉で、ある意味で合い言葉みたいになると、このくらいしないと簡単じゃないんじゃないかというふうに思うんです。ましてや熊本県は、知事の熱い決意で、必ず実現するみたいな感じであるから、ここら辺の、せっかく新規事業だから、具体的にぐっぐつとこう分かりやすく、効果が出るような事業をやっていただきたいと思います。これは事業者も一緒です。一県民は家庭ではどういうこと、そして事業者はどういうこと、例えば、事業者はガソリン車は全部EV車に換えるとか、分かりやすい何か、そういう目標でやっていかぬかぬというようなですね、ここ辺の考え方をもう少し、決意を含めてちょっと話をしていただきたいと思います。

○吉澤環境立県推進課長 ありがとうございます。先生がおっしゃるとおりでございます。

まず小さなところから取組を進めて、具体的な取組を進めることによって企業等もそういう製品のほうが売れる、そういう取組をしたほうが企業として認めてもらえるということで技術革新が進む、そういうふうな技術革新を求めるためにも、県民一人一人の行動と

いうものをどうしていったほうがいいのか、こういうことをまずは整理していく必要があると思っております。

今回、特別委員会で調査事件として整理いただいたとおり、県議会にもそのあたりを御相談させていただきながら整理していきたいと思っておりますけれども、例えばですけれども、具体的には昨日来、国のほうから新築住宅の太陽光発電を義務化するというような話があつておりますけれども、太陽光とかそういった再生可能エネルギーを促進するというような活用をしていくということが一つ。

次に、住宅の、予算にも上げておりましたけれども、住宅の断熱化、これをするによって、使うエネルギーが減ってまいります。そういうことをしていくというのが一つ。

また、県民の行動としましては、県内どうしても車というのは不可欠でございます。エコカーの推進、エコドライブの推進、そういった身近なところからやっていく。それと、例えば廃棄物につきましても徹底的にリサイクルを進めていく、そういった具体的な取組を一つ一つ重ねることがまず大事だと思っておりますので、そういった分かりやすい内容を本年度整理させていただきまして、県民行動として御提案できればと考えております。

まさに重要な事柄です。頑張っていきたいと思っております。よろしく願いいたします。

○城下広作委員 ぜひ頑張っていたきたいと思っております。以上です。

○松村秀逸委員長 ほかにありませんか。

○松田三郎委員 資料の17、18、自然保護課の前田課長にちょっとお尋ねしたいと思っております。

以前も私この委員会で、何年かおまして、同じような質問をしたかもしれませんが

れども、一部抜粋してあつて、この有害鳥獣の駆除と思ったら、これには捕獲と書いてあります。例えば、(2)、(3)、次ページの(5)とか、その対象によって、あるいは市町村に補助をするとか、あるいは県が主体的にというような話もあつたようでございます。これは、例えば、鹿にしろイノシシにしろ、何でんかんでん捕ってゼロにしてしまえというわけじゃなくて、適正な管理をしていこうと、個体数を目標にそこまで落としていくとか、基本的な考えはそうだと思いますが、なかなか市町村によって、あるいは被害を受ける農家、林家の方の肌感覚とちょっと認識も違うところがあるのかもしれない。

いまだに、やはり市町村からいろいろ要望もあつておると思いますが、まず1点目として、その要望の大きな柱として、例えば、この補助額をもうちょっと大きくしてくれというのが多いのか。あるいは、この主体的にというのが書いてあるけれども、もう市町村も計画をつくってやっていらっしゃるわけですね。ただ市町村ではちょっと手に負えぬので、もっと県が主体的にやる分野を増やしてくれと。どういった中身の要望がこれまで多いのか、分かれば教えていただきたいのと…まずそこ1点。

○前田自然保護課長 市町村からの要望ということでございますけれども、令和元年度に鹿について調査をいたしましたら、8万9,000頭とかなり数が多くなっております。

そこで、(3)の事業でございますけれども、1,000円補助をしておりますけれども、それは、昨年度当初は1万3,000頭でございました。ただ、それだけですと狩猟者、捕獲隊の方が捕られても十分行き渡らないので、今年度は1万9,000頭に額を増やしております。市町村のほうからも、その市町村の負担が少なくなるように、そういうふうな感じで予算を増やして、市町村の役に立てればと

いうふうに考えておるところでございます。

○松田三郎委員 例え、次の質問もあれですけれども、(3)の中に鹿も入っておるわけですね、対象に。5のところにもニホンジカ、イノシシ、ちょっと小さい話ですけれども、5はニホンジカだけで、それ以外の鹿は(3)の事業が対象になる、そういう分け方ですか、これは。

○前田自然保護課長 2つとも、ニホンジカのことでございます。

○松田三郎委員 ということは、何が違うんですか。

○前田自然保護課長 (3)につきましては、市町村が捕られるものに対する補助というところでございます。

(5)につきましては、既に山の奥であるとか、なかなか狩猟者の方が行かないようなところに対して、県が主体的となって捕っているというふうなものでございます。

○松田三郎委員 何か分かっているようで分からぬような説明でしたけれども、私は前田課長に期待しておりまして、地元の要望も聞いていただいております。

今後、例えば、今頭数を(3)とかですね、前年度よりも増やしていただいております。今後、例えばこれには新規というような、抜粋の中にはありませんけれども、今までやってきてなかなかこの効果があまりなかったとか、あるいは効果があった。いろいろ検証した中で、今年度に関しては、あるいは、今年度以降、やっぱりこういうことをすると効果がある、あるいは今まで効果があったから、さらにこれを続けて頭数を増やすとか、何かを増やすとかいう、その方向性としてはどうなんですか。今までしっかり効果が

あったので、それを伸ばしていくのか、今まで幾つかこうやってきたけれども、なかなか効果がない、増えたり減ったりする、だからこういうことをやればいいんじゃないかという、両方あるのかどっちかなのかと、その方向性をちょっと、ヒントだけ教えておいてください。

○前田自然保護課長 (5)の事業では、以前はICTを使った捕獲とか試験的にやっていたんですけれども、それもなかなか——何と申しますか、爆発的に効果があるまでは難しかったので、今ある(3)の事業のような補助額を増やしていったりとか、あるいはその(3)の事業でもございますけれども、狩猟者を増やすということでは、高校生とかに教育を、狩猟試験を受けてもらうようなことをしたりとか、そういったことを増やしながらか、補助とその狩猟者の増加と、そういったことを割と方向性として、今後も進めていきたいというふうに考えております。

○松田三郎委員 私も、今の方向でいいと思います。ICTを取り入れてもなかなか効果がないというところはすばっとやめて切り替えるという必要もあるでしょうし。要は実際に捕る猟友会の方とか、もう高齢化して、なかなか山に行くこともなという方が、だんだんだんだん、これは免許を持っている方が減ってくるわけでしょうから、実際お金をつけ、予算をつけても、捕る人が少ないのであればその確保を今からやっていく必要もあるでしょうし、要は、割当ての頭数であるとか、あるいは市町村も出すけれども県の補助額、上限をもっと上げてほしいというのが大きな要望でしょうから、今課長がおっしゃった方向で、できるだけ市町村の要望に応えられるように、あるいは農家の要望に応えられるように頑張っていただきたいと思います。

以上です。

○城下広作委員 関連なんですけれどもね、自然保護課の場合には、自然保護の場合と鳥獣被害という部分で、いわゆる相反するようなこと、保護はしなくちゃいかぬ、かといって、それによって被害を被るという話で、そうすると、保護となれば適正な、要するに数はどのくらいになるかという、ここをつかむことがやっぱり一番大事だと思うんですね。それを増えると害になるということでしょうから、個体数のつかみ方というのはなかなか難しいんでしょうけれども、大体猿だのイノシシだの鹿だのとか、個体数というのは大体つかめるものなんでしょうか。

○前田自然保護課長 まず、鹿につきましては、目標といたしましては、7,000頭というふうに目標を掲げております。もともと鹿がいたところ、山の上であるとか里山であるとか、そこの、国が出した指標を県の面積に合わせて、大体7,000頭ぐらいと。ただ、先ほど申し上げたように、8万9,000頭鹿がいるということで、それを上回るものがその適正な数ということで、そこを目指してやっております。

イノシシにつきましては、なかなか個体数を数えるのが困難でございまして、大体、農業の被害額が1億5,000万円くらいになることを目標としておりまして、令和元年度の被害額は2億1,000万円ですから、だんだん下がってきているなというところが今の実情でございまして。

○城下広作委員 では、少なくとも、自然保護で守るべき数よりもはるかに多いというのが大体雰囲気分かるから、どんどんやっぱり捕まえにやいかぬですたい。これは自然を害するわけだから、保護という側よりも、どっちかというところは今は捕まえる側に力を入れにやいかぬ。

○前田自然保護課長 城下委員おっしゃったように、もともと鳥獣保護法だったのが鳥獣保護管理法と名前が変わったように、そういった管理する面も私どもは取り組んでおるところでございます。

○城下広作委員 あまりにも多いから、町の下まで鹿が来るという話になってしまったようだけれども、やっぱり捕まえるのにかなりのエネルギーを注がないと、しばらくはちょっと保護というのを忘れにやいかぬかもしれん。ぜひ頑張ってくださいと思います。

○松村秀逸委員長 ほかにありませんか。

○西村尚武委員 19ページの循環社会推進課の事業概要の(1)の海洋プラスチックごみ対策事業に関して、私の場合、天草の牛深で、最先端にあるんですが、ごみが中国をはじめアジアのほうから結構流れてきているという話を最近聞くもんですから、その辺の海を越えた海外に対する対策というのはどんなものなんですか。それを聞きたいと思います。

○小原循環社会推進課長 海外からのということですが、漂着の状況は調べておりまして、これちょっと事業でも書いておりますが、農業系あるいは漁業系、そしてまたペットボトルその他の消費者系のもの、そういうのがありますので、その組成を見ながら対策を、事業を講じてまいりたいと思っております。

○西村尚武委員 なかなか、海外であるから、これは国の問題なのかなと思うんですが、特に養殖業者さんが、レジ袋ですか、流れてきた、それに入ってやっぱり死んでいると。量的にはどのくらいあるか分からぬのですが、最近よく聞きますし、年に2、3回は

ボランティアで漂着ごみ関係の清掃をやっていますが、そのときにも結構向こうのごみが多いというのを聞いているものですから、ぜひその辺の対策をよろしく願いたいと思います。

もう1点いいですか。

○松村秀逸委員長 どうぞ。

○西村尚武委員 22ページのくらしの安全推進課、この中で事業として、犯罪被害者等見舞金というのがあります。これは、一律に決まった金額なんでしょうか、それとも状況に合わせて変動的なものなんでしょうか、それをお伺いしたいと思います。

○田元くらしの安全推進課長 この見舞金につきましては、本来、国の基本法で犯罪被害者等に対する給付法がございます。ただ、そちらが、犯罪発生、あるいは申請から実際に給付が行われるまでの期間が相当程度かかると。ですから、当面の費用を負担軽減するためにということで、今年度から始めさせていただきました。

被害者が死亡の場合と重傷のけがを負われた場合というように、2つの場合に大きく分けておまして、亡くなられた場合、こちらにつきましては見舞金60万円を給付するということとなります。重傷の場合は、30万円をお見舞いするという形で考えております。

以上です。

○西村尚武委員 身体的な、例えば死亡とか重傷に関わる部分で分けてあるというのは、今お伺いましたが、精神的な分、例えばPTSDとか結構残ると、最近、結構聞くもんですから、その辺に関しては特にはないんですか。

○田元くらしの安全推進課長 重傷病です

ね、これにつきましては医師の診断を受けてという形での認定を考えております。心的なものにつきましては、ちょっとそれになじまないなど。ただし、この給付金とはまた別に、被害者支援のほうで寄り添うような制度がいろいろありますので、そちらで対応ができればというように考えております。

○西村尚武委員 分かりました。

○松村秀逸委員長 いいですか。

○西村尚武委員 はい。

○松村秀逸委員長 ほかにありませんか。

○坂梨剛昭委員 説明をありがとうございます。

先ほど城下委員の質問のときに、ちょっと関連して質問すればよかったんですが、8ページ、地球温暖化防止活動ということですね。蒲島知事が2050年に県内CO<sub>2</sub>排出実質ゼロ、カーボンニュートラルということで宣言をされましたが、今後、事業者また県民の方の意識改革を促進するというので、どうしてもやはりなかなかないというふうなことで、簡単なメッセージ的なSDGs、Sustainable Development Goals、SDGsというような形で簡略してあると思うんですが、そういった簡単なメッセージ的なもの、もしくはマークとか、そういった子供たちもこれはCO<sub>2</sub>排出をゼロにするんだとかいうふうな形の意識改革ができるような、自分たち大人も意識改革するような、やっぱりそういった取組が必要なんじゃないかなというふうに、あまりにも大きな問題で、先ほど城下委員が言われたように、何をやっていいのか、どういったことなのかというのがちょっと分からないというのが、県民の方の意識じゃないかなというふうに思います。

SDGsは、最初の取組のときに、このマークは何だというふうな疑問から始まったと思うんですが、その疑問から始まるような取組が、一つは熊本独自の取組が必要じゃないかなというふうに思うのですが、執行部としてどのような考えがあるかをお聞かせください。

○吉澤環境立県推進課長 ありがとうございます。

ただいまのSDGsみたいな形で、皆さんに浸透していくということは非常に大事だと思っております。先ほど城下委員からも、分かりやすくという御指摘をいただきました。

今坂梨先生からも、それを親しみやすくということで御指摘いただいたのかと思います。分かりやすく、親しみやすいような内容で、県民の皆様、企業の皆様にごうこうをさせていただきたいということが提案できるように考えていきたいと思っております。ありがとうございます。

○坂梨剛昭委員 とにかくメッセージを発信するような、やっぱりマークだったりとかそういったのが僕は必要じゃないかなというふうに思いますので、子供たちとか学校教育の中で発信していくと親にもつながっていくのかなというふうに思いますので、ぜひ考えてみてください。

続いて、よろしいでしょうか。

○松村秀逸委員長 はい。

○坂梨剛昭委員 22ページの安全安心まちづくりの推進ということで、簡単でいいので地域の防犯リーダー、ここは、育成というのはどうものかちょっとお聞かせください。

○田元くらしの安全推進課長 ここにあります地域防犯リーダーにつきましては、今ボラ

ンティアで地域の安全安心活動をされている団体、個人がございます。

そういった個人、団体の活動に対して表彰するというようなことを県としてやっておりまして、昨年度も実施いたしました。活動されていることについて表彰して、さらにまたその活動の輪を広げていただくというようなことをやっているものでございます。

以上です。

○坂梨剛昭委員 分かりました。防犯リーダーという方は、地域のボランティア団体ということで、大体、県内で何名ぐらい登録されているというのはあるんでしょうか。

○田元くらしの安全推進課長 この防犯ボランティア団体は、様々なものがございます。ですから、その全ての人数が何人ぐらいというのは、ちょっと私もここでは把握しておりません。

ただ、くまもと犯罪の起きにくいまちづくり県民会議というものがございまして、これは会長を知事になっていただいているという団体であります。その中には、地域の活動団体としましては、約20の団体が入っております。

○坂梨剛昭委員 防犯ボランティアが活発的な地域は、よりそういった犯罪が起きないというふうなデータとかも含めて、そういった状況をデータ化するのも必要じゃないかなと思うので、今後そういったところを調べていただければなというふうに、またそれが分かったら教えていただければと思います。

以上です。

○松村秀逸委員長 ほかにありませんか。

○松田三郎委員 すみません、資料、27ページの男女参画・協働推進課、木村課長にちよ

っと質問しますが、2の(2)に、学校あるいは教師に資料作成配付する、これは教育委員会との連携等も必要かもしれませんが、2点ありまして、今までもずっと定期的に資料作成、配付している事業なのかというのが1点と、2点目は、作った後、学校にお渡しして、あとはその学校任せ、利活用の仕方ですね。もしくは、授業の一部に入れてくださいとか、あるいは、どこか講堂か体育館で、一堂に会して皆さんに講演なり説明をすると、そういうところまでコミットしているのかどうか、2点お願いします。

○木村男女参画・協働推進課長 男女参画・協働推進課でございます。

今御質問がありました学習資料でございますけれども、これは、一応毎年実施の事業でございますまして、毎年、その年の中学1年生、高校1年生に対して配付をさせていただいております。

それから2点目の、学校に対する働きかけという点でございますけれども、一応4月の県立小中学校、高校それから私立の中、高に対しては、教育庁のほうは教育事務所長会、それから私学のほうは校長会を通して、活用についての呼びかけのお願いをさせていただいております。

それから活用状況につきましては、毎年度末にアンケート調査をさせていただきまして、あと現場の先生方からどういった希望があるかといったようなことも把握をさせていただいておりますので、ここら辺を見ながら、必要があれば学校のほうにも働きかけをしていきたいと思っておりますけれども、今のところ、直接学校に対して、あるいは先生方に対して、何か特にお願したいというようなことがないので、今のところは年度当初の1回のお願いということだけでやっている状況でございます。

○松田三郎委員 はい、分かりました。

私的なことで恐縮ですが、うちの娘も高校1年になりましたので、もうもらっておるとでしょうね。

よければ1冊、私、資料としていただければ。悪用するつもりはございません。どういふものかなというのを知りたいので1冊、急ぎませんので届けておいていただければと思います。

以上です。

○鎌田聡委員 すみません、6ページ、水俣病認定業務ですけれども、3月末で350ということ、認定申請件数がですね。これはどうなんですか、最近の申請者の状況は、月々どのくらいずつ出てきておるんでしょうか。

○枝國水俣病審査課長 水俣病審査課でございます。

今鎌田委員のほうから御質問がございました件ですけれども、まず、昨年度の申請件数につきましては、46件の申請がっております。

昨年度は感染症拡大のため、疫学調査や検診、また審査会の開催を一時期見合わせておりましたけれども、感染防止対策を徹底した上で、今審査を進めているところでございます。

認定審査会は、昨年度5回開催いたしまして、120件の審査を行っていただいております。ということで、差引きで昨年度末の申請者数は359人となっているところでございます。

○鎌田聡委員 まだずっと継続して申請者というのは出てきているんですね。

○枝國水俣病審査課長 水俣病審査課でございます。

申請件数に関しましては、昨年度が46件ご

ざいまして、年度で申しますと、令和元年度が99件、平成30年度が89件ということで、徐々に減少の傾向にございます。

○鎌田聡委員 昨年度はコロナの関係で審査会の開催がなかなか厳しかったという話もありましたけれども、実は、下の2番の治療研究事業が1年以上待たせている人は203人いらっしゃるということですから、できればその審査のほうも、これはもうスピード感を持ってとは言いません、丁寧にやってもらわぬといけませんので。ただ多分高齢の方で、苦しい、厳しい環境の方はいらっしゃると思いますので、急ぎそういった対応もお願いしたいと思いますし、それと7ページの②の行政不服審査の中の再調査請求というのは、もう一回、再調査してくれという話でけれども、審査請求というのは、これは審査してくれという請求なんですかね。

○枝國水俣病審査課長 水俣病審査課でございます。

まず、鎌田委員の1点目でございますけれども、委員のほうから御指摘がございましたとおり、検診に関しましては、感染防止対策を徹底した上で、個別の事情に可能な限り対応しながら進めていきたいというふうに考えております。

2点目の行政不服審査の件でございますけれども、行政不服審査に関しましては、平成28年度からちょっと制度が変わりまして、この再調査請求というのは、以前、異議申立てというふうなことで言っていたものでございます。

行政に不服がある場合には、申請者の判断で2つの選択が可能になっております。

1つは、知事への再調査請求、これが以前異議申立てとっておった部分でございます。あとは、国へ直接審査請求を行うこともできます。これは、御本人の、申請者の御判

断でどちらかを選ぶということができているものでございます。ですので、こちらの22件に関しましては、県のほうへの再調査請求が22件あっておりまして、審査請求は、国の審査会のほうに60件の審査請求があつているというものでございます。

以上でございます。

○鎌田聡委員 そこは、分かりました。

いずれにしても、ここはもう審査をした上での数字ということで理解はいたしましたけれども、先ほど申し上げましたように、まだまだ、減ってきたとはいえ、年々そういった申請者も出てきているという状況がございますので、認定審査のほうの対応、こちらもしっかりやっていただくようお願いしております。

○松村秀逸委員長 いいですか。

○鎌田聡委員 よかです。

○松村秀逸委員長 ほかにありませんか。

○鎌田聡委員 最後のほう、28ページ、男女共同参画の推進の中の県民交流館のパレアの関係になりますけれども、これは、昨年度からかなり会議の抑制あたりで、パレアの利用者も減ってきているという状況にありますけれども、そこで、やっぱり指定管理されているところの関係で、その分の収入がほぼゼロに近かった時期もあったかと思っておりますけれども、そういったものの補填というのはないんですか。

○木村男女参画・協働推進課長 収入補填という形で、すぐすぐ落ち込んだ分をそのままという補填のやり方は、当然しておりませんが、昨年度は補正で、6月、9月、11

月、3回、見させていただいております、その中では不要になった経費分と、それから光熱水費等、使わなくなった経費の部分も当然あるだろうと、それからパレアの指定管理者としての努力ですね、節減対策、そういった分を全て加味しまして、真に必要な分ということで、その分につきましては支援をさせていただきます。

○鎌田聡委員 落ち込んで、丸々というのはなかなか厳しい話であり、それはほかのところと比較しての対応が必要になってくると思いますけれども、熊本城ホールでは何億円も戻るとい話を聞けば、やっぱり県有のこういった施設をきちんと運営していくためには、そこは指定管理者あたりも頑張ってもらわないかぬところもありますので、状況を見つつ、やっぱり支援の在り方も考えながら、ぜひ支援のほうもやっていただきたいと思えます。

以上です。

○松村秀逸委員長 ほかにありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

○松村秀逸委員長 ほかに質疑がなければ、以上で質疑を終了します。

それでは、説明員の入替えを行いますので、11時30分まで休憩いたします。

午前11時23分休憩

午前11時30分開議

○松村秀逸委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

まず、説明員の入替えがっておりますので、執行部の幹部職員の自己紹介をお願いします。

商工労働部、観光戦略部、企業局及び労働委員会事務局の順に、課長以上については自席からの自己紹介とし、審議員ほかについては、お手元にお配りしております役付職員名

簿により紹介に代えさせていただきます。

それでは、藤井商工労働部長から役付職員名簿の順番により自席から自己紹介をお願いします。

（商工労働部長、総括審議員～審査調整課長の順に自己紹介）

○松村秀逸委員長 ありがとうございます。1年間このメンバーで審議を行いますので、よろしくお願いします。

それでは、主要事業の説明に入ります。

今回は、マスコミ等の入室についても一部制限しており、これに対処するため、パソコン等で視聴できるよう庁内に配信しておりますので、発言内容が聞き取りやすいように、マイクに少し近づいて、明瞭に発言いただきますようお願いいたします。

なお、執行部の説明は、効率よく進めるため、着座のまま簡潔にお願いします。

初めに、商工労働部長から総括説明を行い、続いて、担当課長から順次説明をお願いします。

以下、観光戦略部、企業局、労働委員会事務局の順にお願いします。

まず、藤井商工労働部長。

○藤井商工労働部長 商工労働部の主要事業等の説明に先立ち、熊本地震及び新型コロナウイルス感染症並びに令和2年7月豪雨災害への対応につきまして、概略を申し上げます。

まず、熊本地震への対応につきましては、グループ補助金により、被災した中小企業等の施設、設備の復旧を促進してまいりました。

3月末での進捗状況は、予定を含む申請件数4,707件のうち、交付決定が4,697件、99.8%、復旧完了が99.7%となっております。

また、益城町の土地区画整理事業等の影響により、10件が今後申請予定となっております。今年度から復興基金を活用した県単独予

算で最後の1件まで支援してまいります。

次に、新型コロナウイルス感染症への対応につきまして、営業時間短縮の要請に御協力いただきました飲食店の皆様への協力金のお支払いを進めております。4月15日現在1万2,900件を超える申請に対して、約1万1,500件を支給しており、引き続き、支払い完了に向けて鋭意取り組んでまいります。

また、飲食店の時短営業等により売上げが激減した関連事業者の皆様を支援する事業継続・再開支援一時金については、これまで1,700件を超える申請を受け付け、約400件を支給しました。

さらに、令和2年度8月補正予算で創設しました中小企業者業態転換等支援事業については、52事業者の方々に活用いただきました。本事業に対する高いニーズがあったことから、2月補正予算で増額いただき、再度募集したところです。

引き続き、事業者の皆様が売上げの回復や新たな事業展開につなげていただき、この難局を乗り越えていただけるよう全力で取り組んでまいります。

次に、7月豪雨災害への対応についてです。

被災された中小企業等の復旧支援であるなりわい再建支援補助金については、373件の申請があり、これまで141件、総額14億9,000万円の交付決定を行っております。

引き続き、国との協議を進め、できる限り速やかに交付決定を行うとともに、商工団体等と連携を密にして、きめ細かな相談対応等を行い、事業者の皆様へ寄り添った支援を進めてまいります。

それでは、令和3年度の当部の組織機構及び主要事業、新規事業について御説明いたします。

資料の10ページをお開きください。

まず、当部の組織機構は、図のとおり商工雇用創生局と産業振興局の2局体制の下、本

庁6課、出先の5機関で構成し、職員数は、本庁133名、出先機関100名の合計233名となっております。

次に、資料、令和3年度主要事業及び新規事業の30ページをお開きください。お願いいたします。

令和3年度当初予算につきましては、一般会計で869億200万円余、中小企業振興資金特別会計など4特別会計で22億4,800万円余、総額で891億5,100万円余となっております。

その主な内容といたしましては、新型コロナウイルスへの対応として、中小企業等の資金繰り支援や離職者の再就職支援、加えて、ポストコロナ時代への対応として、地域経済の持続的な発展と新時代を牽引する産業の形成を目指すため、次世代を担う人材育成や高等技術専門校等の施設整備、さらには空港周辺地域における新産業創出のための計画策定等がございます。

また、令和2年7月豪雨災害への対応として、なりわい再建支援補助金の早期支給を目的とした審査委託事業や被災地域への企業進出を促進するための補助率のかさ上げ並びに再エネ先進地創造のための基礎調査にも取り組んでまいります。

詳細につきましては、担当課長から御説明いたしますので、よろしく願い申し上げます。

○松村秀逸委員長 続いて、担当課長から順次説明をお願いします。

○市川商工政策課長 商工政策課でございます。

当課の主要事業について御説明いたします。

資料の31ページをお願いします。

まず、1、U I J ターンの就職の促進についてです。これは、県内企業の人材確保のため、都市部から本県へのU I J ターン就職を

支援してまいります。

具体的には、昨年度に引き続き、県内、東京、大阪及び福岡にU I Jターン就職支援センターを設置するとともに、相談員を配置し、U I Jターン就職に関心を持つ方々に対する相談対応や情報提供、県内企業と県外求職者とのマッチング支援等に取り組みます。さらに、U I Jターン就職希望者の掘り起こしを一層加速するため、都市部において転職フェアやU I Jターン就職希望者向けのセミナーの開催、県内企業による合同P Rイベントの開催にも取り組みます。

次に、2の県内企業の災害対応力の向上です。これは、災害などの不測の事態が生じても、県内中小企業が事業を継続または早期再開ができるよう、事業継続計画いわゆるBCPや事業継続力強化計画の策定を促進してまいります。

具体的には、県内中小企業者に向けた両計画の重要性を理解してもらうためのセミナーや計画策定のワークショップの開催等に取り組んでまいります。

商工政策課は以上になります。どうぞよろしく申し上げます。

○増田商工振興金融課長 商工振興金融課でございます。

資料、32ページをお願いいたします。

まず、項目1として、令和2年7月豪雨に係る施設、設備の復旧支援についてでございます。

説明欄2の事業概要のとおりなりわい再建支援事業により施設、設備の復旧を支援してまいります。

項目2として、新型コロナウイルス感染症に係る事業継続支援についてでございます。

新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けている中小企業者等への支援として、説明欄2の事業概要にありますとおり、(1)として制度融資による資金繰り支援について、年

度当初の融資枠を400億円、このうちコロナ融資分を230億円確保するとともに、保証料等の補助を行うこととしております。

(2)として、新しい生活様式に対応した業態やサービスの変更、追加等に取り組む事業者に対しまして、200万円を上限に補助することとしております。

また、(3)としまして、1月の本県独自の緊急事態宣言に伴う飲食店の時短営業等により影響を受けた中小企業者等へ一時金による支援を行うものでございます。法人40万円、個人20万円を上限として、5月31日を申請期限として受付を行っております。

33ページをお願いいたします。

項目3として、平成28年熊本地震に係る施設、設備の復旧及び事業継続支援についてでございます。

熊本地震で被災した中小企業者等の復旧、復興を支援するため、説明欄2の事業概要のとおり、(1)として、公共事業の影響で令和2年度までにグループ補助金の交付申請ができなかった事業者に対して、県単独予算により支援を行うこととしております。

そのほか、(2)として、復旧、復興が遅れている小規模事業者に対して、専門家を活用した総合的な支援を行う事業、それから(3)としまして、販路開拓や生産性向上などの取組を行う小規模事業者に対しまして、200万円を上限に補助することとしております。

34ページをお願いいたします。

項目4としまして、中小企業者等の支援に係る商工団体の体制整備についてでございます。

説明欄2、事業概要の(1)、(2)のとおり、最前線で事業者支援に当たります商工会や商工会議所、中小企業団体中央会に対する経営指導員等の人件費や事務費の補助を行っております。

また、(3)としまして、商店街の機能維持、発展のために、防犯、防災に係る環境整

備やキャッシュレス化等の環境変化への対応に係る取組を支援するものでございます。

商工振興金融課は以上でございます。よろしくお願いたします。

○中川労働雇用創生課長 労働雇用創生課でございます。

35ページをお願いいたします。

まず、1の県内雇用の促進でございます。

事業目的は、若者等の県内就職の促進と新型コロナウイルス感染症の雇用への影響の最小化でございます。

2の事業概要の主な取組としまして、コロナ対策分としまして、(4)によりまして、在籍型出向をはじめとした兼業、副業に関するシンポジウムの開催やマッチング支援に取り組んでまいります。

また、(5)によりまして、離職を余儀なくされた方に対し、人手不足分野への再就職支援に取り組んでまいります。

36ページをお願いいたします。

次に、(6)によりまして、雇用維持に尽力されている中小企業等に対し、引き続き支援を行ってまいります。

続いて、項目2の働き方改革の推進、多様な人材の活躍促進についてでございます。

事業目的は、多様な人材の活躍ときめ細かな就労支援、併せて感染症に対応した多様な働き方支援などでございます。

2の事業概要の主なものとしまして、(2)の事業によりまして、労働相談、キャリアカウンセリング等を労働局の職業紹介相談業務と一体的に実施いたします。

また、(3)によりまして、県内企業におけるテレワークのさらなる普及を進めてまいります。

次に、(6)につきましては、長期無業状態にある方等に、オンラインを活用した相談対応や業務体験など各種支援を行うものでございます。

(10)では、外国人人材受入れに関する企業からの相談窓口を設置するとともに、外国人求職者とのマッチング等に取り組んでまいります。

38ページをお願いいたします。

3の産業人材育成の強化でございます。

事業目的は、本県産業を支える人材の安定的な確保、育成でございます。

2の事業概要の主なものとしまして、(1)で昨年度に引き続きまして高等技術専門校の建物再整備、(仮称)技能振興センターの整備に係る基本設計及び1期工事分の実施設計を行います。

労働雇用創生課は以上でございます。よろしくお願いたします。

○大下産業支援課長 産業支援課でございます。

主な事業について御説明いたします。

39ページをお願いいたします。

1番の産業成長ビジョン推進事業は、令和2年12月に策定した熊本県産業成長ビジョンに基づく施策を推進し、ビジョンに掲げる目指す姿、優れた人材や技術のクロスにより、次代を切り開く価値を創造して、快適で豊かな県民生活を実現する熊本を目指すものでございます。

40ページをお願いいたします。

2番の地場企業立地促進費補助は、企業の県内における生産拠点拡大を促進するため、工場等の新增設に助成措置を講じ、県経済の活性化及び雇用の確保を図るものでございます。

今年度から、球磨川流域市町村等への地場企業進出を支援するため、事業所等を新設、増設する地場企業について、投資、雇用要件等を緩和し、支援することとしております。

41ページをお願いいたします。

3番目の第4次産業革命推進事業は、地域の中核企業がIoT等を活用したDXに取り

組むための設備投資などを重点的に支援することにより、県内企業の生産性向上及び競争力強化を促すとともに、持続的な地域経済の発展を目指すものでございます。

4番目の熊本空港周辺地域における産業振興創出事業は、空港周辺地域における新産業創出に向け、医療、介護、健康、食、ビューティー、スマート農業などのライフサイエンス産業を中心として、人、もの、技術、情報が集まり、有機的に結びつく知の集積を図る、いわゆるDXプロジェクトを推進するものでございます。

42ページをお願いいたします。

5番目のくまもとオープンイノベーション推進事業は、コーディネーターの配置等により、県内企業を中心としたオープンイノベーションを強力に推進し、次世代を牽引する産業の創出を図るものでございます。

6番目のくまもとクロス支援事業は、中小企業等が県外企業、大学等と連携して実施する革新的な製品開発を目指した研究開発等について、その事業初期段階における産学官連携の取組等を資金面、技術面から支援するものでございます。

43ページをお願いいたします。

7番目の創業・新分野進出推進事業は、本県に新たなビジネスが生まれやすい土壌づくりを行うとともに、新規に起業する者や新分野に進出する企業を積極的に支援し、今後の県経済の発展を支えていく新産業の創出、育成を推進することで、県内の雇用確保及び県民所得の向上を図るものでございます。

44ページをお願いいたします。

8番目の次世代ベンチャー創出支援事業は、本県の強みである自然共生型産業において、産学官金連携のコンソーシアムにより新たな成長産業の創出につながるベンチャー等の取組を後押しし、継続的にイノベーションが創出されるエコシステムの構築や県内雇用の確保を目指すものでございます。

9番目のデジタル実装支援に係るデジタルものづくり中核人材育成事業は、県内中小製造業のIoT関連機器導入による高度情報化社会への対応と人手不足解消等を目的として、中核技術者に対する技術研修を実施し、県内企業がものづくり工程デジタル化による生産性向上を現場で実践可能にするとともに、その運用が定着するための支援を行うものでございます。

45ページをお願いいたします。

10番目のDX導入モデル企業支援事業は、DXの導入により生産ラインの自動化や生産性向上を図り、人が密にならず、かつ競争力のある生産現場を実現し、本県を牽引する企業に広く波及させるものでございます。

11番目の県南被災地域の食品加工産業への支援事業は、昨年7月の豪雨により被災した焼酎、しょうゆ蔵元など醸造食品企業の蔵付き微生物資源の保全による新商品開発支援及びBCP作成を推進するものでございます。

産業支援課は以上でございます。

○上塚エネルギー政策課長 エネルギー政策課でございます。

説明資料の46ページをお願いいたします。

上段の再エネ先進地創造事業は、今年度の新規事業でございます。

事業概要といたしましては、(1)の球磨川流域での陸上風力適正整備促進基礎調査については、再エネ分野における熊本版グリーンニューディール構想実現のため、球磨川流域において環境保全と陸上風力発電導入促進を両立するため、環境保全、事業性、社会的調整に係る情報を総合的に評価し、導入促進エリアなどの設定を行います。

また、併せて地域と共生して事業を進めるための事業者の地域貢献の枠組みなどについて検討を行うものです。

(2)の空港周辺地域でのRE100産業団地、地域エネルギー会社設立基礎調査は、空港周

辺において、RE100、すなわち企業活動に必要なエネルギー100%を再エネで賄うことを目標とするものですが、そういったものを志向する企業が集積する地域を創造するため、その地域づくりの主体となる地域エネルギー会社の設置や、再エネ電力の需要や供給、ハードなどの必要事項について検討するための基礎調査を行うものです。

下段の蓄電池普及による防災拠点・再エネ促進事業は、令和2年度からの繰越事業でございます。

防災拠点となる県有施設や社会実証のための家庭への蓄電池設置により、災害に強い拠点づくり及び再エネ導入の推進を図ることを目的としております。

事業概要といたしましては、(1)の防災拠点化に向けた避難所蓄電池設置事業は、指定避難所などとなる県立高校のうち、既に太陽光発電設備が設置されている高校に蓄電池を新たに設置し、災害や危機に強い防災拠点づくりを図るものです。

(2)の家庭での蓄電池設置社会実験事業は、昨年度、蓄電池設置に係る補助金を交付したモデル家庭15件を対象に、今年度はデータ収集や模擬停電などの社会実験などを実施し、蓄電池導入効果の分析を実施し、その結果を家庭用蓄電池の普及につなげるものです。

次に、47ページをお願いいたします。

上段の熊本県総合エネルギー計画推進事業でございますが、昨年度策定しました第2次熊本県総合エネルギー計画に基づいて、再生可能エネルギーの導入加速化等に取り組むことを目的としております。

事業概要といたしましては、(1)の太陽光や蓄電池の初期投資ゼロモデル普及のための基礎調査や、(2)の県内全域の企業にRE100の取組を普及促進するための基礎調査等です。

下段の採石指導取締・採石業等育成増進事

業でございますが、事業概要(1)の採石場への立入り指導の実施や(2)の外部有識者による技術的指導の実施により、災害の未然防止や採石方法の適正化を図ることとしております。

エネルギー政策課は以上でございます。よろしく申し上げます。

○工藤企業立地課長 企業立地課でございます。

おめくりいただきまして、48ページをお願いいたします。

初めに、項目1、企業誘致事業でございますが、これは、企業誘致の促進に向けまして誘致活動、展示会出展、企業とのネットワーク形成等に係る事業でございます。

また、(3)熊本型人財マッチングプラットフォーム事業は、熊本大学をはじめ県内の大学が連携して、県内大学生等の地元企業への就職促進等を図るものでございます。

49ページをお願いいたします。

項目2の企業立地促進費補助は、本県への企業誘致を促進するため、事業所等を新設、増設する企業が行う設備投資や雇用に対する補助金でございます。

なお、昨年度は、41件の立地協定を締結し、前年度と比べて7件の増加となっております。

おめくりいただきまして、50ページをお願いいたします。

中ほどに、球磨川流域復興枠と記載しておりますが、これは、令和2年の7月豪雨で被害を受けた球磨川流域市町村を対象とした取組でございます。被災地の経済的な復興を後押しするため、令和6年3月末までの期間限定で、投資要件や雇用要件のハードルを下げ、地域内への企業誘致を促進するものでございます。

51ページをお願いいたします。

(2)の産業支援サービス業等立地促進補助

金でございますが、これは、IT企業やサービス産業の誘致を促進するための補助金でございます。投資への助成のほか、雇用、オフィス等の賃貸料、通信回線使用等への助成を行うものでございます。

おめくりいただきまして、52ページをお願いいたします。

下段の4、市町村施設整備促進事業は、IT企業等を誘致するため、廃校等を改築しオフィスを整備することなど、市町村が行う施設整備の補助でございます。

53ページをお願いいたします。

5の戦略的ポートセールス推進事業と6の国際コンテナ利用拡大助成事業は、ともに熊本港及び八代港におけるコンテナ利用拡大により、港の活性化を図るための事業でございます。

5の戦略的ポートセールス事業は、コンテナを運行する船会社への助成でございます。

また、6の国際コンテナ利用拡大助成事業は、港を利用する荷主企業に対して、県と熊本市及び八代市が共同で助成するものでございます。

おめくりいただきまして、54ページをお願いいたします。

7の貿易企業物流効率化事業は、企業間でコンテナを融通することで、コンテナの有効活用や輸送に係る環境負荷を削減するためのモデル事業でございます。

その下の米印に記載しておりますとおり、原材料等の輸入で使用したコンテナを港に戻さず、ほかの企業に回し輸出用として使うことで、空きコンテナの削減等を行うものでございます。

下段の項目8の県外IT企業・コンテンツ関連企業等ネットワーク構築事業でございますが、IT企業は業務として多くの企業とつながっており、このネットワークを活用して本県への企業誘致を図るものでございます。

企業立地課は以上でございます。よろしく

お願いいたします。

○松村秀逸委員長 次に、寺野観光戦略部長から総括説明を行い、続いて、担当課長から順次説明をお願いします。

○寺野観光戦略部長 観光戦略部です。

令和3年度主要事業等の説明に先立ちまして、県内観光に対する新型コロナウイルス感染症の影響について、御説明を申し上げます。

県内の宿泊客数は、第3波の拡大に伴う国のGoToキャンペーンの一時停止や県独自の緊急事態宣言などの影響により、1月から2月にかけて大きく落ち込みました。

その後、感染状況の落ち着きを踏まえ、3月16日から開始しました県独自の宿泊助成事業、くまもと再発見の旅の効果もあり、回復傾向にあります。

しかし、感染拡大前の2019年同期の宿泊者数と比べると、本年4月はマイナス54%の見込みであり、依然として厳しい状況が続いていると認識しており、さらなる支援が必要と考えております。

そのため、県では、国の補助金を活用し、くまもと再発見の旅事業の期間延長と事業内容の拡充を行うことで、観光業界をさらに支援していきたいと考えております。

しかしながら、県内では感染が現在拡大していることから、くまもと再発見の旅事業については、本日から一時停止をさせていただいたところでございます。

今後、感染状況の推移を注視しながら、感染が落ち着いた際には国の補助金を活用した事業を再開し、観光業界への支援につなげてまいります。

また、熊本県内における東京2020オリンピック聖火リレーにつきましては、感染防止対策を徹底した上で、公道で実施することとしております。

詳細については、後ほど担当課長から報告いたします。

それでは、令和3年度観光戦略部の組織機構及び主要事業、新規事業について御説明いたします。

まず、組織機構につきまして、お手元の資料、令和3年度組織機構図及び役付職員名簿の17ページをお願いいたします。

観光戦略部は、昨年10月に、裾野の広い観光産業の再生と基幹産業化をミッションに、観光を基軸にイノベーションの視点で確実に成果を上げていくための組織として創設された部でございます。4課で構成され、職員数は、73人となっております。

今年度の主な組織改正といたしまして、昨年度まで知事公室内に設置されておりました震災ミュージアム班が観光交流政策課に移管され、3班体制から4班体制となっております。

続きまして、主要事業及び新規事業につきまして、お手元の資料の55ページをお願いいたします。

令和3年度当初予算につきましては、一般会計で総額28億3,000万円余となっております。

まず、新型コロナウイルス感染症を踏まえた対応として、ニューノーマルを意識した新しい観光スタイルの確立に全力で取り組みます。

特に、デジタル技術を活用したスマートツーリズムや新たな旅行需要の創出と関係人口の拡大につながるワーケーション、スポーツやアニメと地域の観光資源を組み合わせた新しいツーリズムの創出に力を注いでまいります。

次に、令和2年7月豪雨への対応として、観光地人吉・球磨の復活を目指し、急ぎ策定した復旧・復興プランに基づき、観光物産の復興支援や事業喚起策を地域に寄り添いながら迅速に実行してまいります。

中でも、球磨焼酎の認知度向上、販路拡大に向けた取組や、地域の課題解決に向けた取組につきまして力を入れてまいります。

最後に、熊本地震への対応といたしまして、今年度は阿蘇への交通アクセスの復旧後に迎える初めての観光シーズンであることから、観光復興元年と位置づけ、開通効果の最大化を図ってまいります。

加えて、地震の記憶を教訓として後世に伝承するため、整備を進めております震災ミュージアムを核とした教育旅行のメニュー化など、新しい展開を図ってまいります。

事業の詳細については、後ほど担当課長から御説明申し上げます。

そのほか、今回、次期ようこそくまもと観光立県推進計画及び東京2020オリンピック・パラリンピックについて御報告いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

○松村秀逸委員長 続いて、担当課長から順次説明をお願いします。

○久原観光交流政策課長 観光交流政策課でございます。

主要事業及び新規事業について御説明申し上げます。

令和3年度主要事業及び新規事業説明資料の56ページをお願いいたします。

項目1のコンテンツの活用による誘客促進及び被災地復興支援については、県にゆかりのある漫画『ONE PIECE』などのコンテンツを活用したプロモーションの実施により、本県への誘客促進や熊本地震及び令和2年7月豪雨からの被災地復興につなげるものであります。

事業概要(1)については、今年度、知事公室から移管された事業です。

『ONE PIECE』の麦わらの一味の像については、順次、被災地への設置を進めておりますが、併せて誘客周遊促進のためのプロモ-

ションの実施や、伝統文化、芸能と掛け合わせることで地域資源の価値向上や後継者育成を図ってまいります。

(2)の事業は、人吉・球磨地域にゆかりのあるアニメ、夏目友人帳などのコンテンツを活用した情報発信とともに、様々な仕掛けを行うことで誘客促進や復興支援につなげてまいります。

次に、項目2のKumaラボ（観光物産分野）先行取組運営事業については、新規事業になります。

くまもと復旧・復興有識者会議から提言がありました球磨川流域大学構想を踏まえ、豪雨被災地の課題や可能性にフォーカスした研究、実践等を行うラボの運営をスタートさせ、地域の基幹産業である観光産業の回復や交流人口の増加に向けた取組を進めてまいります。

57ページをお願いいたします。

広域的な観光地域づくり支援事業は、新規事業となります。

新型コロナウイルスの影響を大きく受ける県内観光の競争力を高めるため、地域の魅力をコロナ禍における社会の変容にマッチした形に組み直すなど、新たな広域的な観光地域づくりを支援する事業であります。

次に、項目4の災害時外国人支援体制構築事業についても新規事業になります。

7月豪雨の経験を踏まえ、災害時においても外国人住民が取り残されることのないよう、支援体制整備を進めてまいります。

主な取組としましては、在住外国人向けの防災セミナーの実施や防災訓練等への参加の推進、災害発生時の多言語コールセンターの設置などを予定しています。

おめくりいただきまして、58ページをお願いいたします。

項目5の熊本県—高雄市友好提携5周年記念事業です。

今年度の友好提携5周年を契機といたしま

して、知事をトップとした友好訪問団の派遣及び高雄側からの受入れを予定しておりますが、事業の内容及び実施のタイミングについては、今後の新型コロナウイルスの感染状況を見極めながら調整してまいります。

最後に、項目6の熊本地震震災ミュージアムの実現に向けた取組についてでございます。

熊本地震の記憶や教訓等を確実に後世に伝承し、防災対応力の強化を図るとともに、回廊型フィールドミュージアムの実現を目指します。この事業についても、今年度知事室から移管された事業になります。

事業概要の(1)については、旧東海大学阿蘇キャンパスの震災遺構で、一般公開に伴う管理運営経費、(2)については、中核拠点である体験展示施設の実施設設計及び既存建物の解体、整地を行うものであります。

観光交流政策課は以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○協観光企画課長 観光企画課でございます。

説明資料の59ページをお願いいたします。

まず、項目1の令和2年7月豪雨被災地観光復興事業ですが、昨年の7月豪雨により甚大な被害を受けた地域のなりわい復活に向け、被災地が安心して今後の展望が描けるよう、県が主体となって被災地の合意形成を図りながら、より実効性の高い観光客受入れ環境整備やプロモーション活動など、きめ細やかな支援を行うものでございます。

項目2のデジタルマーケティング事業ですが、ウェブやSNS等を利用した情報発信を行いながら、旅行者の趣味、嗜好等に関するマーケティングデータの収集、分析を図り、県の観光施策に活用するとともに、関係団体や市町村等に提供することにより、観光振興の取組を支援するものでございます。

続きまして、項目3のスマート観光交通体

系構築推進事業ですが、観光におけるデジタルトランスフォーメーション導入の一環として、例えば、スマートフォンで観光体験やバス、レンタカーなどの2次交通手段の予約、決済等を実現する、いわゆる観光MaaSの導入を目指すものでございます。

まずは、関係事業者等によるプロジェクトチームを設置し検討を進めるとともに、観光地を巡る周遊バスの運行やレンタカー、レンタサイクルを活用した実証事業を実施してまいります。

おめくりいたしまして、60ページをお願いいたします。

項目4のスポーツツーリズム活性化事業ですが、スポーツ大会の開催や合宿誘致のみならず、本県観光の強みである温泉や食などとスポーツを掛け合わせ、健康に資する新たなスポーツツーリズムを展開し、本県への継続的な集客につなげるものでございます。

熊本型スポーツツーリズムの実現に当たりましては、熊本ならではのコンテンツ開発に努めるとともに、その推進母体となるスポーツコミッションの在り方についても検討を進めてまいります。

項目5の熊本地震からの阿蘇地域の観光創生事業ですが、JR豊肥本線、国道57号、新阿蘇大橋など、主要アクセスルートの復旧後初めて迎える観光シーズンである本年度を阿蘇の復興元年と位置づけまして、阿蘇地域を周遊し、新たな魅力を感じていただけるような誘客イベントを開催するとともに、効果的なプロモーションを行い、阿蘇への誘客開発を図る取組でございます。

観光企画課は以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○川寄観光振興課長 観光振興課でございます。

説明資料の61ページをお願いいたします。

項目1の県内宿泊応援キャンペーン事業

は、令和2年7月豪雨及び新型コロナの影響により落ち込んだ観光産業の回復に向け、豪雨被災地向けをはじめ、国のGoToトラベル事業の前後で、切れ目のない旅行需要喚起策を実施してまいります。

部長総括説明にございましたくまもと再発見の旅事業は、当事業で実施をしております。

また、(2)豪雨被災地送客促進事業では、豪雨被災地への送客支援と県内周遊による経済波及効果を高めるため、豪雨被災地への宿泊を条件に、観光バスやレンタカーなどの交通機関に対して助成を行うこととしております。

次に、項目2の九州新幹線全線開業10周年キャンペーン事業は、全線開業10周年及び熊本駅ビル完成の機会を捉え、JR九州及びJR西日本と連携した送客事業、また、九州新幹線利用客を対象に、鹿児島県と連携した誘客事業を実施してまいります。

続きまして、説明資料62ページをお願いいたします。

項目3、教育旅行誘致推進事業でございます。

熊本地震の影響で落ち込んだ教育旅行の需要回復を早期に図るため、宿泊費またはバスの助成に加え、令和2年度に完成した教育旅行プログラムのモニター事業の実施などにより、熊本地震前の水準までの回復を図ってまいります。

また、旅行会社や学校などからの教育旅行に関する相談をワンストップで対応するため、コーディネーターを配置し、誘客活動や地域の受入れ支援あるいは地域との調整などを行ってまいります。

続きまして、項目4の観光スタイルの変化に対応したワーケーションの導入実証です。

働きながら余暇を楽しむワーケーションの導入を推進し、ポストコロナを見据えた新たな旅行機会の創出と旅行需要の平準化による

観光産業の活性化を図ってまいります。

国や市町村、地域の観光事業者、旅館、ホテルなどと連携したワーケーションの商品造成、セールスツールの作成あるいは企業とのマッチングなどを実施してまいります。

続きまして、説明資料の63ページをお願いいたします。

項目5のインバウンド誘致推進事業は、新型コロナウイルス収束後のインバウンドの回復に備え、旅行需要を的確に捉え、県経済の活性化を図るため、外国人観光客の誘客促進に取り組んでまいります。東アジア及び東南アジア市場などを対象に、現地事務所などと連携した現地旅行博への出展や、オンラインツールを活用した県内観光地からのライブ配信、個別商談会、SNSによる情報発信などを実施してまいります。

項目6のクルーズ船誘致推進事業は、くまモンポート八代をはじめとする県内港湾へのクルーズ船寄港を図るため、ポートセールスや各種情報発信、高速道路利用料金助成などを実施してまいります。クルーズ船の船会社及び旅行会社のキーパーソンの招聘や商談会、ウェブやSNSを使った情報発信、また、港から県内各地への寄港地観光に向かうツアーバスの高速道路使用料を旅行会社などに助成し、寄港地観光の移動時間短縮により観光客の満足度を向上させ、クルーズ船の寄港増を図ってまいります。

観光振興課は以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○池田販路拡大ビジネス課長 販路拡大ビジネス課でございます。

説明資料の64ページをお願いいたします。

まず、項目1、農林水産物等輸出関連事業でございます。

県産品の輸出拡大を図るため、輸出に取り組みやすい環境づくりや事業者の育成、輸出に向けたビジネスチャンスの創出に加え、輸

出先国の規制に対応した生産体制の構築等に取り組むものでございます。

事業概要の主なものを説明させていただきます。

まず、(1)県産農林水産物等輸出推進総合支援事業は、輸出拡大アドバイザーの設置や、JAや農業者などが行う輸出促進活動を支援するものでございまして、事業者の掘り起こしから輸出まで総合的に支援するものでございます。

次に、(2)海外輸出拡大対策事業は、海外バイヤーの招聘、海外小売店や飲食店でのプロモーション、新規国での販路開拓に加え、他県に先駆けてバーチャルリアリティ技術を活用したストーリー体験型の販売促進に取り組むものでございます。

次に、(3)輸出マーケットイン販路開拓事業は、輸出拡大の阻害要因となっております輸出先国の様々な規制や現地ニーズに対応した生産を行う産地の形成あるいは商品の提案活動等を支援するものでございます。

続きまして、65ページをお願いします。

項目2、県産品の販路拡大の推進でございます。県産品の販路拡大を図るため、物産振興団体や事業者の商品開発等の支援を通して、コロナ禍における県産品の認知度向上や販路開拓を図るものでございます。

事業概要の主なものを御説明します。

まず、(2)新規事業のe-コマースの強化による雇用創出事業は、ECサイトやSNSを活用した県産品情報の発信の強化と中小事業者のIT化支援を行う専門スタッフを配置するものでございます。

次に、(5)新規事業でございますが、伝統的工芸品販路開拓支援事業は、新たな工芸品の開発やECサイトを活用した販路開拓支援を行うものでございます。

おめくりいただきまして、66ページをお願いします。

項目3、新規事業でございます球磨焼酎リ

ブランディング事業でございますが、令和2年7月豪雨からの復旧・復興プランに基づく事業でございます。

具体的な取組といたしましては、民間事業者や関係機関との連携した商品開発あるいは人材育成、認知度向上のための情報発信、百貨店や飲食店でのフェアによる市場開拓、酒蔵ツーリズムを中心とした誘客促進など、総合的な取組を展開し、球磨焼酎のトップブランド化を目指すものでございます。

販路拡大ビジネス課は以上でございます。よろしく願いいたします。

○松村秀逸委員長 次に、企業局長から総括説明を行い、続いて、担当課長から順次説明をお願いします。

初めに、國武企業局長。

○國武企業局長 企業局が所管する事業の概要につきまして、御説明を申し上げます。

まず、組織機構につきまして、お手元の資料の組織機構図及び役付職員名簿、21ページを御覧ください。

企業局は、本庁につきましては総務経営課と工務課の2課、出先機関は発電総合管理所と都呂々ダム管理事務所2か所で、職員数は、本庁と出先機関を合わせて54名の体制となっております。

なお、22ページ、23ページは、企業局の役付職員名簿と事務分掌でございます。

次に、地方公営企業としての事業の状況につきまして、お手元の資料、主要事業及び新規事業の67ページを御覧ください。

当初予算の総括表でございますが、現在、企業局では水力発電による電気事業、工業用水を供給する工業用水道事業、有料駐車場事業の3事業を行っています。

各事業の経営に当たりましては、令和2年度から10年間を計画期間とする企業局経営戦略2020に基づき取り組んでおります。

まず、電気事業では、水力発電所のリニューアル事業のうち、市房発電所は全ての工事が完了したことから、先月18日に現地にて完了式典を開催したところです。

現在、現地工事を行っております緑川発電所につきましては、工事に若干の遅れが出ており、全ての工事の完了は令和4年度になる予定であります。

次に、工業用水道事業では、有明及び八代工業用水道において、本年度から施設の運営権を民間事業者に設定するコンセッション方式を導入しており、今月6日、上の原浄水場にて運営事業者による業務開始式が行われました。

最後に、有料駐車場事業につきましては、本年4月から2期目の指定管理期間がスタートしたところです。

昨年度は新型コロナウイルスの影響により利用台数が減少しておりますが、引き続き指定管理者と連携し、安定経営と適切な維持管理に努めてまいります。

事業の詳細は、この後、総務経営課長及び工務課長から説明いたしますので、よろしく願いいたします。

○松村秀逸委員長 続いて、担当課長から順次説明をお願いします。

○亀丸総務経営課長 総務経営課でございます。

資料の67ページをお願いいたします。

企業局が経営しております電気、工業用水道及び有料駐車場の3事業の今年度当初予算の総括表でございます。

事業ごとに、収益的収支と資本的収支に分けて記載しております。

3事業合わせた収益的収支の支出は、前年度比1億4,000万円余減の30億8,500万円余、資本的収支の支出は、対前年度比3億8,300万円余減の50億8,200万円余となっております。

す。

続きまして、68ページをお願いいたします。

まず、経営戦略に基づく取組の推進でございます。

企業局では、経営基本計画に基づき3つの事業を経営しております。

第5期に当たる令和2年度からは、10年間を計画期間とする企業局経営戦略2020を策定し、全事業の黒字化、新規事業に挑戦、地域貢献の充実の3つの戦略目標を掲げ取組を進めております。

戦略の推進に当たっては、年次行動計画に当たるアクションプランに基づく取組について、進捗状況を管理しながら外部有識者による評価を行っていくことにしております。3つの戦略目標に関連する主な取組は、以下に記載のとおりでございます。

次に、経営しております3つの事業の経営状況等につきまして、御説明いたします。

69ページをお願いいたします。

1つ目は、電気事業でございます。

1、施設等の状況の表に記載のとおり、市房第一発電所をはじめ7つの水力発電所を運営しております。

次に、2、経営状況でございます。

本年度までは、緑川発電所のリニューアルに伴う発電停止による収入減が見込まれますが、十分な額の内部留保金を有しており、当面の運営に問題はないと考えております。

なお、運転再開後は、再生可能エネルギーの固定価格買取制度、いわゆるFITへの移行に伴う売電価格の上昇によりまして、年間10数億円程度の大増収を見込んでおります。

70ページをお願いいたします。

2つ目は、工業用水道事業でございます。

1、施設等の状況の表に記載のとおり、有明、八代、苓北の3つの工業用水道事業を運営しております。

次に、2、経営状況でございます。

有明、そして八代工業用水道ともに多量の未利用水を抱えるなど、厳しい経営状況が続いております。そのため、さらなる経営改善策といたしまして、本年度から施設の運営権を民間事業者を設定するコンセッション方式を導入したところでございます。

なお、苓北工業用水道につきましては、九州電力苓北発電所向けに供給を行っておりまして、安定した経営を行っているところでございます。

71ページをお願いいたします。

3つ目は、有料駐車場事業でございます。

施設等の状況の表に記載のとおり、2つの有料駐車場を運営しております。

経営状況でございますが、有料駐車場におきましては、平成28年度から利用料金制の指定管理者制度に移行しており、本年度から5年間、2期目の指定管理者による運営がスタートしたところでございます。この制度によりまして、指定管理者からの納付金収入による安定した事業経営、そして自動精算機の導入など民間のノウハウを生かした利用者サービスの向上を図っております。

なお、昨年度は新型コロナの影響によりまして利用台数の落ち込みがございましたが、最近では回復傾向が見られているところでございます。

次に、発電設備の更新につきまして、工務課長から御説明いたします。

○伊藤工務課長 工務課でございます。

説明資料の72ページをお願いします。

企業局では、主力発電所の老朽化や電力自由化への対応として、再生可能エネルギー固定価格買取制度、FIT適用による収益の安定化と設備更新による電力の安定供給により、経営基盤の強化を図りたいと考えております。対象の発電所は、市房第一、第二、緑川第一、第二発電所の4か所であります。

水車発電機などの主要な設備を、運用開始後初めて全面更新することで、発電電力量は年間480万キロワットアワーの増加を見込んでおります。

総事業費は、約102億円を見込んでおり、そのうち今年度につきましては、約26億円を計上しております。同時期に行う取水口スクリーン取替えなどの約5億円と合わせますと、今年度の予算額は約31億円となります。

73ページをお願いします。

全体工期は、平成26年度から令和4年度までの9年間で、現地工事につきましては、市房は平成30年度から令和2年度、緑川は令和2年度から令和4年度までとしております。

最後に、FIT適用による売電価格と資金収支見込みでございます。

リニューアル工事完了の年間収入は、30億円程度となる見込みであり、維持管理運営費や企業債償還金に充当した上で、将来の設備更新などに備えるための資金や地域貢献のための費用とする予定でございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

○松村秀逸委員長 次に、労働委員会事務局長から説明をお願いします。

○谷口労働委員会事務局長 労働委員会事務局でございます。

まず初めに、労働委員会の組織機構について御説明申し上げます。

お手元の令和3年度組織機構図及び役付職員名簿資料の24ページをお願いいたします。

労働委員会は、労働組合法に基づき設置された労使紛争を解決するための行政委員会でございます。不当労働行為の救済の申立てに対する審査、労働争議の調整及び個別労働関係紛争のあっせん等を行っております。

当委員会は、公益、労働者及び使用者の代表各5名、合計15名の委員で構成されてお

ます。

事務局は、事務局長を含め9名の職員で構成され、役付職員及び事務分掌は25ページとおりととなっております。

次に、令和3年当初予算と主要事業及び新規事業を御説明いたします。

お手元の令和3年度主要事業及び新規事業資料の74ページをお願いいたします。

当委員会の当初予算は、まず委員会費として、委員報酬2,660万円余を計上しております。

また、事務局費として、事務局職員に係る職員給与費を7,010万円余、運営費として、事務費や審査・調整等の事業費など530万円余を計上し、予算の総額は、1億210万円余となっております。

次に、主要事業を御説明いたします。

資料の75ページをお願いいたします。

労働委員会の業務は、主なものとして3つございます。

まず、1の不当労働行為事件の審査でございます。

これは、使用者が①から③に記載しております労働組合活動を阻害する行為を行った場合に、労働組合または労働者個人からの申立てを受けて審査を行い、必要に応じて、救済命令あるいは和解等により解決を図るものでございます。

次に、2の労働争議の調整でございます。

これは、いわゆる集団的労使紛争の調整業務で、労働組合と使用者との間の紛争が労使の自主的な話し合いで解決できない場合に、当事者からの申請によりあっせんなどを行い、解決を図るものでございます。

最後に、3の個別労働関係紛争のあっせんでございます。

これは、労働者個人と使用者との紛争が当事者同士で自主的に解決できない場合に、当事者からの申請によりあっせんを行うものでございます。

説明は以上です。

なお、課長からの説明は省略をさせていただきます。よろしく願いをいたします。

○松村秀逸委員長 以上で執行部の説明が終わりました。

ここで、昼食のため休憩をいたします。

再開は、13時30分といたします。

午後0時29分休憩

午後1時28分開議

○松村秀逸委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、一括して質疑を受けたいと思います。

なお、質疑は該当する資料のページ番号、担当課と事業名を述べてからお願いします。

また、質疑を受けた課は、課名を言って、着座のまま説明してください。

それでは、質疑はございませんか。

○城下広作委員 32ページで、これは確認させていただきます。

例えば、その2項目目の部分ですね。中小企業の業態転換等支援事業というのを、52社という話を聞いたんですけれども、大体どういふことで業態を転換したというか、実例を教えてください。

それと、その下の部分、いわゆる事業継続の、この再開支援の一時金の部分、1,700件が大体今支給が400件だと。これが、現場では、結構急いでくれとかまた遅いとか、声が結構あるんですよ。この辺が、1,700が400という部分なんですけれども、遅れている理由とか今後の見通しとか、この辺のことを説明していただければと思います。

○増田商工振興金融課長 商工振興金融課でございます。

まず1点目の業態転換の支援事業の実例を

ということでございます。

この補助金については、特に業種は問うてはおりませんが、8月の実例を見ますと、ECサイトの構築ですとか、あとテークアウトのサービスの追加ですとか、ほかにもオンラインで新たなサービスの仕方をやりたい、そういうものが多かったようでございます。

それから、もう一点の一時金につきましては、1,700件に対して今支払い済みが400件程度ということで、確かにその事業所様からは、もう少し早くならないかというお声はございます。

その一方で、我々も審査をしております中で、やはり申請されたその申請書で不備が多いのも実際のところでございます。それから追加資料を求めたり、そういうことをやりつつできるだけ急いで支給をしたいと思っております。

今400件のこの支払い済みでございますけれども、実際に支払いに向けて手続にもう入っているものとしましては、この400件を含めると700件以上もう既にごございますので、大体今まで申請していただいた分の4割程度が、もう支払いに向けた手続もしくはもう支払い済みという今の状況でございます。できるだけ急いでやりたいと思っておりますので、現在、何も不備とかがなくてすんなりとチェックを終えて出せるものについては、できれば3週間程度で何とか支給できないかということで、今努めているところではございます。

以上でございます。

○城下広作委員 よく分かりました。

しかし、本当に時間がかかると、結果的に本当に利用する方について、ありがたみが薄れるとか、経営的に厳しくて、その前に諦めてやめるとかいう悪い流れになるということを防ぎたいなという思いもあるし、ただ、いろいろと、この事業じゃないけれども、ほか

に不正受給なんかで問題になって、結果的には社会的問題になったり、返還とかそういうのになるとかえってマイナスになる部分もあるから、チェックも大事だというふうに思いますので、しっかりバランスをとりながら、そしてちゃんと厳格に審査するべきはするという形で、めり張りでしっかり頑張っていたきたいと思います。

○鎌田聡委員 61ページ、観光振興課ですね。

県内宿泊の応援キャンペーンですけれども、本日付でストップということで、利用状況が非常によかったという話も先ほど聞かせていただきましたけれども、コロナの感染状況を考えた場合に、やむなしの判断だろうと思っておりますし、やはりそういった判断をしなければ、感染が拡大していく中でこの事業を続けていっても非常に厳しい状況だろうと思っております。そういった中での迅速な対応は評価したいと思っておりますけれども、では再開時期をどのような判断でやるのか、リスクレベルで判断されるのか、その辺の考え方を少しお聞かせいただきたいと思います。

○川寄観光振興課長 観光振興課でございます。

再開の判断ですけれども、この事業をスタートさせたときに、県のリスクレベルでいきますと3というところが出ておりました。日々の感染者数は、ゼロですとか1桁とかそういった形で、比較的落ち着いていた状態でのスタートということでございます。

今回、やはりこのキャンペーンをやることによって、人の流れというのがどうしても出てきますので、今回やむを得ず、リスクレベルが4になった時点で、新規の予約を一時停止させていただきましたが、再開については、やはり県内の感染状況が落ち着いているというのが大前提ですので、そういう意味か

らいきますとリスクレベルが3になった時点で、しばらくその感染状況が落ち着いているというのが確認できた時点で、これは、健康福祉部門ともいろいろ相談しながら再開をさせていただければと思っております。

○鎌田聡委員 その辺の判断は、やっぱりじっくりと考えた上で、急ぎまた再開させて同じようなことになってしまって、また止めてしまうということにならないように、やっぱり抑えるべきときは抑えて、いろいろと厳しい状況に追い込まれる方もいらっしゃると思いますが、やはりできればその後この事業はしっかりと県民の皆さんにも事業者の皆さん方にも喜んでもらえるようにしていかなければならないと思っておりますので、非常にその辺の見極めは難しいと思っておりますけれども、当面しっかりとここは止めておっていただきたいなと思っております。よろしくお願ひしたいと思います。

それと、もう1点すみません。

これは、熊本市は駅とか桜町バスターミナルでPCRキットを配るという対応をされますけれども、これからの熊本の観光のことを考えた場合に、やっぱり入ってこられる方が感染者という状況はいけないと思っておりますので、空港で熊本県が同じようなことをやるかという事は検討されていないのでしょうか。

○川寄観光振興課長 観光振興課でございます。

今のところ、空港でのその対策というのは、私が把握している分ではちょっとありませんけれども、入り口のところでは、来場者の方に対しては感染対策の徹底ということをしつかりPRはして、観光客を受け入れていきたいというふうに考えております。

○鎌田聡委員 いろいろ感染対策はとられていると思っておりますけれども、もう一歩踏み込ん

で、やっぱり無症状者も含めて、変異株の関係で大きくなってきている状況もありますし、そういった方々をやっぱりそこで止めていくという対策も、これは観光面でも必要になってくると思いますので、ぜひその辺は御検討いただきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○坂梨剛昭委員 最初の商工労働部長の総括説明の中で、熊本県独自の緊急事態宣言、飲食店の皆様に時短要請をしての協力金ということで、今早急に支給を進めておられるとは思いますが、今第3波が収束できただろうということ、また、第4波というのが非常に心配されている中で、飲食店の方々は非常に心配されている状況だと思ひます。その中で、時短要請を今後される中で、前回は、県独自の時短要請の場合は1日一律4万円の支給と、国の要請のときには6万円の支給、そういったところの不公平感もありながらも、これはもうそういった決まりだったので仕方なかったのかなと思ひますが、やはり飲食店の各店舗によって、大きさ、また従業員の数なども違って、この一律4万円の支給で、もちろんとても助かっている方々もおられれば、とても足りないという方もおられると。そういった中で、今第4波に向けて、国のほうでも、店舗の大きさとか従業員数とかで、2万5,000円から7万円の変動型のたしか支給の検討がなされていると思ひます。

熊本県においても、今後そういったことが起こり得る可能性もある中で、そういった変動型というのは、検討はなされているのでしょうか。その状況を、ちょっとお聞かせください。

○市川商工政策課長 商工政策課です。

今回の第4波に関しまして、まん延防止とかいうところで先行事例がありまして、大阪とか東京とか、そういったところに対して

は、国のほうから、今回は事業規模に応じた、今先生がおっしゃられたとおり、2万5,000円から7万円とか、大企業は20万とかというような通知はきております。福岡のほうも、報道によると、そういった形で今進められていると聞いております。

うちのほうは、今からどうするかということころは、今後、健康福祉部とかとも連携しながら、時短をかける、かけない、そういったところが出てくると思ひますが、制度設計に当たっては、飲食店さんとかに万が一かけた場合、迷惑かけないように、早急にできるように準備のほうはしておきたいと思ひております。

○坂梨剛昭委員 これは、時短要請は出さないというのが一番望ましいんですが、準備のほうはぜひ進めていただきたいなど。なかなか大きい声では言えないんですけども、田舎のほうというのは、もちろん家賃とかも払わなくていい、そういったところもあります。市街地になればなるほど、それだけ高い家賃を払わなくてはいけないとか、また従業員の皆さんも雇わなくてはいけないとか、そういったところで、とにかく今心配されている状況ですので、そういった準備だけはぜひ進めていただきたいと思ひます。よろしくお願ひします。

以上です。

○松村秀逸委員長 ほかにありませんか。

○松田三郎委員 藤井商工労働部長の総括説明の中で、7月豪雨災害のなりわい再建支援補助金、これ以前も部長からも聞いたことがあります、課長より部長にお答えいただいたほうがいいのかもかもしれませんが、よかですか、心の準備は。

例えば、熊本地震のときのグループ補助金と比較すると、グルーピングする必要がな

い、手間がない、我々は素人考えでこれは非常に——1人でもできるんです、事業所でもできるんです、スピードは上がるだろうというふうに単純に楽観しておりました。

ただ、いろいろ聞くと、逆に中小関係なく1社でやらなければならない、1事業所でやらなければならないというので、ある意味で負担が大きい、申請に関してですね。いろいろあるのかなという話も、背景も聞いております。

それで、お尋ねしたいのは、実際、これ、いつの時点か373件の申請があり、これまで141件の総額14億9,000万円の交付決定をとった場合に、これ全体でどれぐらいあるものかなと、全体像もちょっと分かりにくいんですけども、大体、県の予想では、これぐらい出てくるかなというふうな想定が、まあ幅があって結構ですけども、あって、それにどれぐらい、どれぐらいというか、この時期はこんなものですよとお思いなのか、あるいは、この時期はやっぱりもうちょっと多く申請が来るだろうと、その相談業務とかいろいろなアドバイス等々、県の窓口等でやっていただいておりますので、その進捗というか進捗というか、それからすると、今年度が非常にやっぱり大きい意味を持つ期間かなと思っておりますので、これは部長からも教えていただきたいこととございます。あとどういった点をどうすれば被災した事業所とかがもうちょっと申請が増えるかなというのがあれば、今の点ちょっとずつ教えていただければと思います。

○藤井商工労働部長 委員御指摘のとおり、前回熊本地震の際は、グループ補助金ということでグループを組成するとき、いろんな方々が集まって、やはりこういう形で復旧したいという話もその中でされた部分があるかと思っております。

そういった点で、一人ではなくて、いろん

な意見を聞きながらやられたという点は、メリットがあったのかもしれませんが。

今回そういうグルーピングがないということで、それぞれが自分の立場でどういう再生を図るかということの一つ一つ考えられて、ただ、そういう方々の悩みがそれぞれあります。例えば、飲食店をやられている方であれば、このコロナの中でどうなるんだろうとか、いろんな要素も加わっております。

ですから、そういう個別の一人一人のお悩みに対してきちっとしていかなければいけないというのが、今私どもの部で取り組んでいるところとございまして、特に人吉は件数的に被災した事業者の方が数百件から、まあ1,000件近いのか、この幅はあると思いますけれども、そういった方々を市と商工会と一緒にあって、今アンケート調査などをやりながら、まだ答えていらっしやらない方もいらっしやいますので、その方にご寄り添ってお話を聞いていくかということをお打ち合わせしながら進めているところでございます。

何しろ、前回、熊本地震は地震ということでの要素でしたけれども、今回、水害とコロナの要素も加わっておりますので、お悩みは深いところがあるかもしれません。

それと、私ども御相談くださいとって窓口を設けておりますけれども、やはり悩まれている方は、2、3回来られている方もいらっしやるそうです。

ですから、やはり一件一件のそういった対応をきめ細やかにやっていくということで今取り組んでおりまして、今度は市と商工会とも一緒になって個別にも対応できたらということで、今動きを進めているところでございます。

○松田三郎委員 この数としてはどうなんですか、さっき1点目でお聞き……。今の申請の数とそれに合わせて交付決定なされるんでしょうけれども、今で大体予想の何分の1ぐ

らいとか、何パーセントで最終的にはこれぐらいになるのかなという想定はありますか。

○藤井商工労働部長 その見極めがなかなかできておりません。

現状、相談件数としては、1,000件を超えるような相談がっておりますけれども、ただ先ほど申し上げたように、2、3回来られた方もおられますので、正確にはちょっと、相談件数として何件というのは今手持ちにならないんですが、やはりそういった個別の件数としてどこまでということで、アンケート調査を人吉市だけで出したやつだけで数百件以上あったように聞いておりますので、その点からするとまだ道半ばかなというような感じがしておりますので、そこは正確に捉まえていきたいと思っております。

○松田三郎委員 分かりました。

部長の御説明がありましたように、熊本地震のときのグループ補助金と比較すると、その一人一人、一事業所一事業所なるがゆえに悩みも、この思いも、方向性もそれぞれ千差万別でしょうから、それだけ寄り添ってというか、その方に一番いいように相談、アドバイスをしていこうと思うと、やっぱり何倍もの時間と手間がかかる、マンパワーのですね、かかるというような事情があるだろうと思っております。

それで確認ですけれども、熊本地震のときのように、例えば、業者さんが、コンサルとかいろいろなものがないくて延び延びになっているとか、何か資材が高騰しているんだとか、そういう事情はあのと比べて、遅れている背景にはあまり影響してないんですか。

○藤井商工労働部長 今そのような話は伺っておりません。

○松田三郎委員 分かりました。

最後の最後の確認ですけれども、熊本地震のときと、この前部長はおっしゃっていましたが、予算のつき方あるいは執行するスパンというか、というのが初年度にたくさんついたので、原則今年度中にある程度の完成までじゃないけれども、何かをせないかぬというような縛りがあったように聞きますけれども、ちょっと確認で、どういう状況でしたでしょう。

○藤井商工労働部長 予算としましては、昨年度、補正予算でつけていただいておりますので、事故繰り等を入れても、今年度中にあらかたの方向性を出していただくような取組を進めていかなければならないと思っております。

ただ、これは、公共事業等が絡みますと、また今回の熊本地震と同様に先送りになる予算もございますので、そういったところも含めて、個別の事情をしっかりと伺っていくというのが大事になるかと思っております。

○松田三郎委員 はい、分かりました。

○松村秀逸委員長 ほかにないですか。

○城下広作委員 45ページのDX導入モデル企業支援事業、これで大体6社程度というふうにもあるんですけれども、えらい中途半端な数字だなと思って、もともと、大体6社は相手を決めているのか、それとも、いやいやまだまだこういう企業にこういう支援をしたら伸びがあるからいいんじゃないかという感じなのか、ある程度めどがあつて6社なのか、その辺のところをお伺いしたい。

○大下産業支援課長 本事業につきましては、導入に積極的な企業につきまして一定程度当たりをつけまして、まずそこに対して、

この事業において成功事例というものを生み出した上で、水平展開を図って、さらにこのDXを積極的に進めようと、そういう企業を増やそうじゃないかと、そういうような事業でございますので、まず一定程度当たりをつけて、前向きな企業に対して技術的な支援を行うという趣旨でございます。

○城下広作委員 では、この中小企業のイメージですけれども、県内企業ですか。それとも県外のが熊本に来ている企業、こういうのも含むんでしょうかね。どういう感じなんですか。

○大下産業支援課長 県内の中小企業でございます。

○城下広作委員 ぜひその県内企業をこういう形で支援をして、ある意味ではいい形でモデルになって、ほかの事業者にも枠を増やしていくという、こういうことで頑張っていたきたいなというふうに思います。

委員長、もう1回続けていいですか。

○松村秀逸委員長 はい。

○城下広作委員 次のページです。エネルギー政策課の分で、ずっとこれ、大事なエネルギー政策もあるんですけども、このエネルギー政策の中に、水素というようなことは全く考える余地がないのかということと、もう一つ、最近たまたま2件相談がありまして、あそこの議会棟の下に水素ステーションがあって、水素を使える車を購入したいけれども使えるのかと相談をしたら、使えないと。だから理由がよく分からないといいますが、それはなぜだと単純に私は思う。せっかくそうやって造っているのに、自分はこの水素を利用する、ちょっと高いけれどもその車を買おうと思っておるけれども、車で結局入ると

ころがないと。だけど、そこにあるから、なぜ使えないんだろうかという形の部分で、私に半分お叱り、半分疑問というようなことがありました。ちょっと、そここのところを詳細に確認させてください。

○上塚エネルギー政策課長 まず、1点目の水素の取組でございますが、これは、県としましても非常にエネルギーの安定供給や温暖化対策に、非常に水素は有効と認識しているところでございますけれども、まだそういった取組を県レベルでやるまでに至ってないところが正直なところでは。

ただ、今国のほうではグリーン成長戦略で重要な分野に位置づけられておりますし、福島県のほうで実証事業として再生可能エネルギーから水素を製造するという取組が実証的に行われております。それに加えましていろんな、製造だけじゃなくて貯蔵とか運搬とか利用、いろんなサプライチェーンにおいても課題がまだ山積していると伺っておりますので、こういった情報を収集しながら、適時適切に取り組めるように、情報収集を心がけていきたいと思っておりますのでございます。

○大下産業支援課長 そちらにある水素ステーションの件でございますけれども、そちらの水素ステーションは簡易型の水素ステーションでございます。いわゆる水素の製造、貯蔵、充填までコンパクトに一体化した実証用のものというところがございまして、管理運用上の規制、こういったものなどがあることから、民間利用につきましては、現状において制限をさせていただいているところでございます。

○城下広作委員 そのように相談者に答えてください。どう反応するか分かりませんが、民間の言い分では、せっかく公金で作ったのに県民に還元されないのはどういうこ

とだということで、やっぱりそのところがよく伝わってないものだから、結果的には何の事業なんだと。それも極端に言えば、1台のためにしたんだろうみたいな感じで言われているから、非常に憤りをもって言われる部分があったということを伝えておきます。

以上です。

○松村秀逸委員長 ほかにありませんか。

○西村尚武委員 31ページの商工政策課の2番目の県内企業の災害対応力の向上という部分で、事業目的で事業継続計画（BCP）及び事業継続力強化計画の策定を促進するとありますが、このBCPの現状について、簡単でいいですけども説明していただければ、お願いします。

○市川商工政策課長 災害対応能力の向上というところで、私どものほうで今進めているのは、BCPともう1個、事業継続力強化計画、これは、経産省の認可を受けてやっていくやつなんです、通称簡易BCPという若干簡易なものになっています。こちらのほうは数を、認可があるので抑えてまして、大体、今経産省に聞きましたところ県内で230件くらいが認可を受けております。

規模でいうと、中小企業の数からしますとまだ少ないのかなと思っております。

BCPのほうは、実際県を通過していくとか策定した件数とかというのが、正確に把握はできていませんが、いろんなシンクタンクとかの報告で言うと、やっぱり1割ぐらいとかいうような報告とかもあってまして、今後は策定を推進していかないかぬのかなと思っております。

○西村尚武委員 私もちっと聞くところでは、そのBCPですか、なかなか取組が難しいというところで、簡易BCPが出たと聞いて

ております。

そういう中で、今ネットとかを見ていますと、コロナに関してのBCPの策定も進んでいるという話もちっと見たんですよね。その辺に関しては、取組としてはどうなんでしょうか。

○市川商工政策課長 商工政策課です。

今回コロナで、いろんな——注文先がいなかったりとか流通ができないとか、いろんな対応を求められるところがあって、そういったのがあるもんで、コロナ対応のBCPが進んでいっているという状況は現実的にあっていると思います。

○西村尚武委員 私自身がちょっとBCPに対して興味がありまして、やはり非常にいいことなんだろうなという気がしておるんですよ。その辺をぜひとも進めていただいて、自助、公助、共助じゃないですけども、やはり復興できるようにお願いをしたいと思います。

以上です。

○市川商工政策課長 簡易BCP策定しますと、税金の優遇だったりとか補助金の優先採択とか、そういったメリットもありますので、そういったところも企業さんのほうにPRしながら推進のほうを進めていきたいと思っております。ありがとうございます。

○西田尚武委員 どうもありがとうございました。

なかなかそのBCPがいかなるものかというのが、まだ分かってないところが結構多くて、私も最近自分で調べ出したところもあるもんですから、ぜひその辺の告知といいますか、インフォメーションのほうをよろしくお願いたします。

○鎌田聡委員 35ページですね、労働雇用創生課ですけれども、新型コロナウイルス感染症での雇用への影響を最小化ということで取組を進めていただいておりますけれども、先般、全国では9万人ぐらいがコロナで失業と聞いたんですけれども、熊本の状況をちょっと教えていただきたいと思います。失業者、コロナで。

○中川労働雇用創生課長 現在のコロナ関係に起因します失業者ですけれども、今把握しているところでは、労働局の発表によりますと、現在479名がコロナに起因する失業者ということで発表されています。これは2月から4月まで3か月連続で、今横ばいというふうな状況になってございます。

○鎌田聡委員 昨年がたしか300何ぼだったと思うので、やっぱり100人以上は増えてきている状況はあるなと思います。

そういった中で、35ページ記載の取組をやっていたしておりますけれども、特に(5)、人材派遣会社に対して研修の実施、これは昨年からやられていると思いますけれども、これによって、どのくらい再就職がかなってきているか、状況が分かっていたら教えていただきたいと思います。

○中川労働雇用創生課長 今御指摘いただいたのは、昨年の8月補正で予算のほうをつけていただいておりますので、現在の進捗状況でございますけれども、人材派遣会社のほうに実際に雇用された人数が109名おられまして、そのうち最終的に派遣先の企業に就職いただいた方が82名というふうな実績になってございます。

○鎌田聡委員 ある程度の成果は、109名中82名ということで対応していただいているなと思っておりますので、引き続き、今年度の

こともあると思います、しっかりとやっていただきたいと思います。

あわせて、この(4)在籍型出向でやるという、これは今県内企業でやっているところがあるんですか、それともこれからこういった取組をやられるという、ちょっと事業の概要と状況を教えていただきたいと思います。

○中川労働雇用創生課長 在籍型出向に関するお尋ねでございます。これにつきましては国のほうが、御案内のとおり、失業なき労働移動ということで、国のほうから在籍型出向、これは兼業含めまして進めていこうというふうな流れになっておりまして、本県におきましては、3月に熊本版の在籍型出向の協議会というのを設立されております。

その中で、私どもとしましては、そういった協議会と連携しながら、あと県におきましては、そういった人材、在籍型出向に関しまして、まず周知、シンポジウム等で周知を図りまして、さらに情報発信を行いまして、いわゆるマッチングまでこぎ着けたいというふうなところで考えております。

○鎌田聡委員 今のところ、まだ実績としてはないんですね、今からですね。

○中川労働雇用創生課長 これは、今から取り組んでまいりる事業でございます。

○鎌田聡委員 コロナの関係での失業というのは、これからもまだまだ増えてくる可能性もありますので、いろんな取組をしっかりと、これは多分失業を未然に防ぐための在籍型出向となるとと思いますので、先ほど聞いたやつも含めて取り組んでいただきますよう、お願いしておきます。

○松村秀逸委員長 ほかにありませんか。

○松田三郎委員 企業局長に、資料で言いますと、69ページから2、3ページにまたがる場所ですけれども、さっき御説明もありましたように、それぞれの事業会計で、例えば電気事業、69ページの2の(5)県政貢献として一般会計に繰り出している。FITもあるでしょうし、工業用水に関しては、有明、八代にコンセッションを導入、そして3番の苓北も地元貢献策で200万、駐車場も(5)のところで一般会計に繰り出しているということは、非常に頑張ってもらっていて、有明、八代以外は、電気も、工業用水、苓北、駐車場も経営はそこそこいいというような、これどおりの認識でまずいいんですかね。

○國武企業局長 今委員から御指摘いただきましたとおり、3事業をやっております。

電気につきましては、資料のほうに記載しておりますけれども、今50年から62年ということでリニューアルをやっておりますので、発電のほうを順次止めている状況でございます。一時的に赤字という状況かというふうに認識しております。基本的には安定した経営ができているかと思っております。

有料駐車場についても同様でございます。

ただ、工業用水道事業につきましては、苓北を除きまして、有明、そして八代につきましては、特に有明でございますけれども、地元の関係のいろんな負担の減価償却が非常に多くて、経営的には非常に厳しい状況が続いておりますが、そういう中で、経費の節減を図るところでコンセッション方式だの、そういったものを取り組んでいく、そういった状況でございます。

○松田三郎委員 工業用水に関しては、この委員会もそうですし、毎回決算委員会でもよく議論になるところだと思います。

それで、今のお話を前提にちょっと質問というか、それぞれ指摘しましたように、利益

の一部分を一般会計に繰り出しているということは、一般会計に、非常に県の財政に貢献してくれているわけですね。ただ、各会計ごとに、さっき言った工業用水がちょっと苦戦しているから、道路からそっちのほうに応援しようという、それは何か会計上できないという話を聞いたので——ということは、少なくとも有料駐車場に関しては、かねてから民業圧迫とまでは言いませんけれども、あそこで県の企業局が駐車場を経営する必要があるんだろうかという議論は、もうここ数年間あっているわけですね。

ただ、今言いましたように、ここで例えば令和3年度が2億円ですけれども、これが2億、4億、10億と稼いで、どんどんどんどん県の財政に貢献していると言うならば、それはそれで存立の意義もあるんでしょうけれども、今後、指定管理の期間とかがあるから、すぐという意味じゃありませんけれども、企業局内部ではどうなんですかね。今言いましたようにどんどん頑張る県政に寄与しようというのか、今日は言いにくいかもしれませんが、いずれ駐車場は民間でもある場所がかなりいいところでもありますので、将来的にはどうなるだろうかというような、ちょっとヒントでもあれば、方向性のヒントですね。

○國武企業局長 今委員から御指摘いただいたとおり、総務省からも同じような御指摘をいただいております。民間に任せるものは民間へというような、大きな指示といいますか、あっております。

そういう中で、企業局といたしましては、先ほどちょっと申し上げましたけれども、経営基本計画ということで、令和2年度から新たな基本計画で、企業局経営戦略2020というところで10年間の計画を定めて、この計画にのっとったところで経営をやっているところでございます。

その中におきましても、資料では68ページでございますけれども、68ページに3つの戦略目標と主な取組というところで、有料駐車場のところで大きく3つ書いておりますが、指定管理者とか利用者サービスの向上であるとか維持管理と書いておりますけれども、もう一つ、県営駐車場の新たな用途の検討と書いてるところがございます。このまま駐車場のみでやっていくのかどうか、その辺りが大きな課題だなということで考えておまして、この戦略の中でも継続して検討、委員も言われたことも含めて検討していきたいというふうに考えております。

○松田三郎委員 分かりました。今日はマスクも入っておりますので、あまり踏み込んだことは言いにくい、今のお話で十分でございます。

最後に、別の要望いいですか。

○松村秀逸委員長 はい。

○松田三郎委員 すみません、これは要望にしておきます。

資料の50ページ、先ほど企業立地課長の御説明がありました球磨川流域復興枠、大変ありがたいことではありますが、これを読む限り、増設もそうですけれども、新規で決定してからの話でしょうから、その前後というか、できれば、今日は県北の選挙区の坂梨先生もいらっしゃいます、県北は黙っても来るわけですから、今傷んでいる県南に県のほうで、もちろん市町村が中心になっていろいろ努力すべきことだとは思いますが、例えば、どこか県外企業が熊本県のどこでもいいですから、何か県に紹介してもらったらそこへ進出したいと思いたいというような話はほとんどないとは思いますが、ないというかそういう抽象的な話じゃないと思いますが、そういったときにはぜひ、この事業に結びつくよう

に誘導していただくといいように、これをぜひ内藤さんも、企業誘致といえば内藤さんと言うぐらい、局長でもいらっしゃいますので、これはこそっとしていただいて結構でございますので、せっかくこの復興枠につながるような誘導といいますかをお願いしたい。

答弁は結構でございます。

○松村秀逸委員長 ほかにありませんか。

○城下広作委員 63ページと64ページで確認です。

クルーズ船の誘致促進、これはなかなか難しいと思うんですよ。昨今の状況、見通し、非常にコロナで影響するからなかなか難しいと思います。ちょっと、これを教えてください。

それと64ページは、農産物の輸出のマーケティング、販路拡大と言うけれども、恐らく対象なんか中国も考えておるだろうし、なかなか相手のほうが、お互い、物というか、特に食品なんか簡単に入れるとか何とかというのはハードルがあると思うんですけども、例えば、具体的にどんなものが販路拡大に一番近道であるというような形なのか、ちょっとその辺の状況を確認の意味で教えてください。

○川寄観光振興課長 クルーズ船の誘致ということでの御質問です。

クルーズ船、世界的にクルーズ船動いておりませんので、国をまたぐような動きが全くございません。

そのような中で、昨年度は国内のクルーズ船の誘致というのに力を入れております。今年の5月10日には、飛鳥Ⅱが熊本と八代のほうに入港するというのが決まっております。

国内の船社さんも、熊本と八代の魅力というのを非常に感じ取っていただいております。今でもコロナの感染状況の比較的落ち着

いている時期を狙って、私たちも船社さんたちと頻繁に情報交換をさせていただいている、誘致活動をやっているところです。

しばらくはそういった形で、国内船社の誘致活動、それと国内船社の港への寄港がメインになってくるのではないかというふうに感じております。

国際船の整備をしていただいたロイヤル・カリビアン社さんも非常に、早く来たいというようなことをオンラインミーティングではおっしゃっていただいておりますので、時期が来れば、かつてにぎわったああいった姿がまた見られるんじゃないかというふうに考えております。

以上です。

○城下広作委員 クルーズ船のことでちょっと……

まあ一番厳しいときにしっかり営業を続けていて、そしてその思いが、熊本が一番強かったということをしておけば、いざコロナが終わったときに、やっぱり優先は一番あどきに頑張ったのは熊本だったと数珠つなぎに船が来るみたいに頑張ってもらいたい。

このクルーズ船については、そういうことです。

○池田販路拡大ビジネス課長 輸出の状況のお話でございますけれども、コロナ禍でも、やっぱり海外での日本の農産物といえればかなりニーズが高うございまして、牛肉、牛乳、いちご、うちの県で言えばその3品目で8割ぐらいいっているんですけれども、正確には輸出がかなり増加している状況です。巣籠もり需要というのもございまして、そういう中で、この機会を商機と捉えまして、輸出に取り組む事業者の支援に取り組みたいと考えておりますが、今の主要国というのは、比較的市場アクセスが簡単な香港とシンガポール、これが7割くらいなんですけれども、それ以外に、やはり比較的ハードルが、規制が低いところもやはり狙うべき、他県に先駆けて狙うべきというふうに考えておりますので、例えばマレーシアとかベトナムとか、そういった国々に対しても様々な取組でちょっと市場拡大を図っていきたいというふうに考えております。

○城下広作委員 私は中国が逆に多いのかなと思ったら、違うところが逆に多かったから、ある意味では可能性があるなと思ってですね。しっかり頑張ってもらいたいですね。

以上です。

○松村秀逸委員長 ほかにありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○松村秀逸委員長 なければ、以上で質疑を終了します。

次に、その他に入ります。

執行部から、報告の申出が3件っております。

まず、報告について執行部の説明を求めた後、一括して質疑を受けたいと思います。

それでは、脇観光企画課長から順次報告をお願いします。

○脇観光企画課長 観光企画課でございます。

お配りしております資料の右肩のほうに報告事項というふうに記載してある資料を御覧いただけますでしょうか。よろしいでしょうか。

当課からは、2点ほど報告をさせていただきます。

まず、次期ようこそくまもと観光立県推進計画の策定状況についてでございます。

まず、上段でございますが、1、計画策定の背景でございます。

本計画は、次期ようこそくまもと観光立県推進条例第8条に基づき策定するものでござ

います。

本計画は当初、昨年中策定する予定でしたが、コロナ、それから豪雨災害の発生によりまして、策定に当たっての前提条件が大きく変わってしまいましたので、改めて構成、それから内容の大幅な見直しを行いまして、このタイミングで策定、発表させていただくものでございます。

2番目の計画の概要でございます。

激減した宿泊客数の回復を目指しまして、デジタルトランスフォーメーションをはじめとする社会の潮流を捉え、新たな観光スタイルをいち早く確立させるとともに、持続可能な振興策を展開しようと考えております。

計画期間は、令和5年度までの3年間となります。

3番目でございますが、計画策定の経緯と今後の予定でございます。

令和元年8月から今年4月にかけて、県の観光審議会におきまして4回の御審議をいただいております。

今後、審議会からの答申、それからパブリックコメントを経まして、6月中の計画策定を一応予定しているところでございます。

続きまして、A3のカラーの骨子案を御覧いただければというふうに思います。

上段に記載されていますとおり、基本目標といたしまして、「くまもと観光イノベーション～新たな観光スタイルにより観光立県を実現～」を掲げまして、上段の右側のほうに記載しておりますが、KPIとして、延べ宿泊者数を過去最高を記録した2018年度の水準への回復を目指しまして、2023年度800万人と設定をさせていただいております。

また、資料の中央の枠囲み部分になりますけれども、目標の達成に向けた3つの方針と、それに基づく4つの戦略を掲げております。

まず、戦略1でございますが、ウィズコロナ、アフターコロナにおける新たな観光スタ

イルの確立に向けまして、健康に資するようなウェルネスツーリズムの推進や、密を避けやすいアウトドア・アクティビティー商品の開発などに取り組んでいこうと考えております。

戦略2でございますけれども、これまでの観光の枠にとらわれないスポーツやアニメ、ワーケーションなどの活用にも果敢にチャレンジさせていただきまして、新しい観光マーケットの開拓に取り組んでいこうと考えております。

それから戦略3でございます。観光産業におけるデジタルトランスフォーメーションの導入を積極的に進め、データに基づく観光施策の立案と観光MaaSの導入など、旅行者にとって利便性や満足度の高い観光地づくりを推進していきます。

それから戦略4でございます。熊本地震、豪雨災害により大きな被害を受けた阿蘇、人吉・球磨地域の観光復興戦略と併せて、県北、県央、県南、天草の4地域における観光振興方針をお示しすることで、地域発の観光産業育成を推進していきたいというふうに考えております。

次期観光計画の骨子案は以上となります。

そして、めくっていただきまして、続きまして、東京2020オリンピック・パラリンピックについて、御報告をさせていただきます。

7月23日から8月8日に行われるオリンピック、それから8月24日から9月5日まで行われるパラリンピックの開催に向けまして、本県ではオリンピック聖火リレーや事前キャンプ、パラリンピック聖火フェスティバルを実施することによりまして、復興した熊本の姿を国内外にアピールし、今後の交流人口の拡大につなげていこうと考えております。

この1番目に書いてございますが、東京2020オリンピック聖火リレーについてですが、3月25日から7月23日の121日間にかけて、全国47都道府県で聖火リレーが実施

されております。

本県では、5月5日と6日の2日間実施します。

5月5日は、豪雨災害からの復旧を図る人吉市など県南地域を中心とした5市、5月6日は地震からの復興を図る益城町や阿蘇地域など県北地域を中心とした8市町村、計13市町村において聖火リレーを実施いたします。

続いて、2のオリンピックキャンプ誘致についてですが、本県ではインドネシアバドミントンチーム、ドイツ競泳チーム、アンゴラ女子ハンドボールチーム、台湾バドミントンチームの4か国がキャンプを行う予定にしております。

キャンプでは、新型コロナウイルス感染防止対策をしっかりと講じながら、選手が安心して練習に取り組んでもらえるよう、受入れ環境整備を行ってまいります。

めくっていただきまして、裏面に移りまして、3番のパラリンピック聖火フェスティバルについてです。

オリンピックに引き続きまして、8月12日から20日の9日間にかけて、全国47都道府県で、オリンピック聖火リレーに当たりますパラリンピック聖火フェスティバルが実施されます。

本県では、8月12日から15日の4日間で、県内28市町村において、パラリンピック聖火の採火式が実施されます。

その後、8月16日に市町村で採火された集火式と、東京に火を送り出す出立式を実施いたします。

なお、東京都内において、8月20日に全国から集火した火を1つにする全体集火式が行われ、その後8月21日から24日にかけて、47都道府県代表により聖火リレーが行われる予定となっております。

以上、観光企画課から次期観光計画の策定とオリンピック・パラリンピックに係る報告をさせていただきます。

○市川商工政策課長 商工政策課です。

令和3年度4月補正予算について、商工政策課のほうでまとめて御報告させていただきたいと思います。

別紙でお配りしております「令和3年度4月補正予算の概要」と書かれた資料をお願いします。

新型コロナウイルス感染症への対応に必要な予算について、4月16日に知事専決処分により予算化させていただいたものです。

次の議会に専決処分の報告、承認議案として提出することとなりますが、本日その概要について報告をさせていただきます。

当委員会所管に属する予算といたしましては、中ほど(2)の県民生活・県経済への影響の最小化のうち、点線の枠で囲っている部分であり、コロナ禍において技能実習生をはじめとした外国人材の受入れに関わる追加的経費の支援として2億1,500万円、国の補助事業を活用した県内旅行への助成として36億8,100万円を計上しております。

コロナの感染状況は、日々変わってきております。感染状況の推移を見ながら事業のほうを実施していくこととなります。

4月補正全体では、81億6,700万円の増額補正となり、補正後の予算額は、8,732億8,100万円となります。

以上が、4月補正予算の概要でございます。よろしく申し上げます。

○松村秀逸委員長 報告が終了しましたので、質疑を受けたいと思います。質疑はありませんか。

○鎌田聡委員 オリ・パラの聖火リレーの御説明をいただきましたけれども、ゴールデンウィークのときに実施をされるということで、現状のコロナの状況を考えた場合に、やっぱり人流を止めるということが非常に重要

になってくるだろうと思いますけれども、ここには、キャンプについては感染防止対策にしっかり取り組むとありますが、この聖火リレーのところにはちょっと記載がございませんけれども、多分感染防止対策に取り組みながらやられるとは思っておりますが、具体的にどのように感染防止に対応されるのか、無観客とかを含めてですね、その辺のお考えをお聞かせいただきたいと思っております。

○脇観光企画課長 観光企画課でございます。

感染防止対策につきましては、組織委員会ともかなり綿密に議論をさせていただいております。

例えば、沿道におきましては、当初考えている人員を倍ぐらいかけまして、おおむね5メートルから10メートル間隔に人を置きまして、そこで密にならないように、こちらからお声かけをするとともに、プラカードなんかを使いまして、かなりのアナウンスをさせていただきます。

当然、ランナーの皆様方についても、2週間前から健康チェック、そして私ども事務局に関しましても、2週間前から健康チェックをさせていただいて、感染防止対策を綿密に図っていきたい、そういうふうに考えております。

○鎌田聡委員 観客の抑制はやらない、もう見に来てオケーなんですか。

○脇観光企画課長 基本的には、これ今後アナウンスをさせていただきますが、基本的には自宅周辺のリレーだけにとどめてくださいというアナウンスをさせていただきます。基本的にはウェブで公開しますので、そちらでの御視聴をお勧めするようにはしております。

それから、あまりにひどくなってきた場合

には、ゴール地でセレブレーション、各市町村ごとにあるんですけれども、そういったところでも場合によっては無観客、そういったことも検討はされると思っておりますが、今のところは完全な、できるだけきちんとした感染防止対策を行って、通常どおりやりたいなというふうに思っております。

○鎌田聡委員 これからの感染拡大状況がどうなのかで、また判断はしてもらいたいと思っておりますし、既に行われているところを見ますと、結構、人が寄ってきている状況になってきて、やればそうなるだろうと思っておりますし、特にゴールデンウィークになりますので、やっぱり走りなはるなら見に行こうかというところが出てくると思いますので、これ今後の感染状況を踏まえて、しっかりとそういった注意喚起、場合によっては、もう沿道についての実施は考えていくべき判断も問われるかもしれませんので、ぜひ、やっぱりそういった状況を見ながら、きちんとした判断をやっていただきたいと思っております。

以上です。

○松村秀逸委員長 ほかにありませんか。

（「なしですね」と呼ぶ者あり）

○松村秀逸委員長 なければ、これで報告に対する質疑は終了いたします。

最後に、その他で何かありませんか——なければ、以上で本日の議題は終了いたします。

それでは、これをもちまして第2回経済環境常任委員会を閉会いたします。

午後2時26分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定によりここに署名する

経済環境常任委員会委員長